

第519回（定例）福崎町議会会議録

令和7年6月20日（金）

午前9時30分開議

○令和7年6月20日、第519回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員（なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田和也 主 事 阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	津田知宏	町参事兼総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	岡本昌文
地域振興課長	成田邦造	住 民 生 活 課 長	山本克典
福祉課長	小幡伸一	ほけん年金課長	西村由紀子
農林振興課長	山下勝功	まちづくり課長	増山剛
上下水道課長	橋本繁樹	会 計 管 理 者	福永知美
学校教育課長	吉高美鈴	社 会 教 育 課 長	木ノ本雅佳

○議事日程

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

第6号	10番	北山智恵	(1) 空家対策について
第7号	4番	大住文子	(1) 災害対策について (2) エルデホールについて
第8号	5番	三輪一朝	(1) 骨太の方針・人事院勧告等にかかる福崎町財政への影響等について (2) 防災にかかる取り組みの拡充について
第9号	1番	中田貴子	(1) ジェンダーと男女共同参画の推進について (2) 福崎町の特色ある教育の在り方について

て

第10号 3番 牛尾雅一 (1) 地域活性化に向けた土地利用の見直し
について

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。
6番目の質問者は、北山智恵議員であります。
質問の項目は
1、空家対策について
以上、北山議員。

北山智恵議員 おはようございます。議席番号10番、北山智恵でございます。議長の許可を
いただきまして、通告に基づき、初めての一般質問をさせていただきます。
多くの方々から温かいご支援をいただき、このように発言の機会を与えていた
だきましたこと、心から感謝申し上げます。住民の皆様の何でだろうという疑問
や行政に対する違和感みたいなものに対してお答えできるように頑張っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

このたび、空き家を所有される住民の方から、福崎町の空き家活用支援事業につ
いて相談がありましたので、一般質問させていただきます。

近年、使用目的のない空き家の数が、この20年間で約2倍になっています。
総務省の2023年10月時点での調査によると、国内の住宅総数に占める空き
家の割合は過去最高の13.8%で、空き家の数も5年間で50万戸増の899
万戸と過去最多になったとのことで、深刻化しています。

空き家は、地域の治安悪化や火災リスクの増大、衛生上、景観上の問題、近隣
家屋への損害リスク、住宅としての魅力の減少、有益な目的に使われる機会を失
うなどの様々な影響を引き起こす社会問題となっています。空き家問題が起きる
原因やその背景にあるものは、人口減少、高齢化、相続問題、建物の老朽化など
があると思います。適切な対策が求められる空き家問題について、福崎町の取組
をお伺いしたいと思います。

まず最初に、福崎町では、空き家等活用促進特別区域に指定されたと聞きました。
これはどういった区域になりますでしょうか。

まちづくり課長 空き家等活用促進特別区域とは、空き家等を地方回帰の受皿として流通・活用
することにより、移住、定住及び交流の促進、並びに地域の活性化を図ることを
目的とした区域で、福崎町は全域を区域として、令和6年6月14日に兵庫県から
指定をされています。

北山智恵議員 分かりました。この区域に指定されると、こういったメリットがありますか。

まちづくり課長 まずメリットについてですが、規制緩和の面といたしまして、1点目、市街化調整区域におきまして、都市計画の区域区分日前、昭和46年3月16日になるのですが、これ以前に建てられた空き家を建て替えの予定なく除却すると、原則、再建築が不可能でありましたが、この区域に指定されたことにより、除却される前に区域区分日前に建てられた家であるという区域区分日前建築届出空家等確認申請書を提出する必要がありますが、再建築が可能となりました。

2点目としましては、適法に建築された後10年以上を経過した空き家であれば、カフェ、事務所等への用途変更はしやすくなりました。この用途変更の緩和は、兵庫県下では既に令和5年4月1日からなされていますが、この用途変更に係る審査は姫路土木事務所を経由してから県庁内で行われ、時間を要していました。しかし、この区域に指定されたことにより、姫路土木事務所のみ審査となるため、許可までの時間が短縮されています。

このほかのメリットといたしましては、空き家の活用に係る相談対応やサポートを福崎町と連携している兵庫宅地建物取引業協会姫路支部から手軽に受け取ることが挙げられます。

ただし、これらメリットはございますが、空き家の所有者は町に対して空き家である旨の届出を提出する必要がありますので、その労力を要することになります。

北山智恵議員 この空家等活用促進特別区域についてですが、加西市、赤穂市、西脇市等、他市町では、ある一定の特定地域の一部で指定されていると確認しました。一方で、福崎町は全域を指定されていますが、その理由をお聞かせください。

まちづくり課長 兵庫県下では、他市町は福崎町のほかに7市町ございます。他市町の場合は、空き家が集中している区域、また先ほど空き家を店舗等へ用途変更がしやすくなったと申しましたが、空き家の解消、地域の活性化を目的として、観光スポット区域等、区域を限定しています。

福崎町の場合は空き家が市街化調整区域だけでなく、市街化区域にも満遍なく点在しておりまして、また届出制度により空き家所有者を把握しまして、空家バンクへの登録等をサポートすることによって、空き家の流通・促進を図るため、全域としているところです。

北山智恵議員 分かりました。

続いて、空き家の届出の状況はいかがでしょう。

まちづくり課長 令和7年3月31日現在ですが、届出していただくことを通知した361件に対しまして、届出があったものは120件です。

北山智恵議員 空き家が市街化調整区域だけでなく、市街化区域にも満遍なく点在しているとのことですが、バランスはいいように思います。ですが、やはり空き家の数は少ないほうがいいかと思えます。

届出の割合が少ないように思いますが、提出されていない理由はこういったものがありますか。

まちづくり課長 空き家の所有者は大部分の方が町外の方でありまして、現在お住まいになっていないので、所有者意識が希薄していたり、また、今後、放っておけば特定空家となっていくことの問題意識が希薄していたり、また、そもそも届出をすることが煩わしいと思っている方がいらっしゃるのではないかと考えます。

北山智恵議員 分かりました。

先ほど課長の答弁の中で特定空家とありましたが、特定空家とはこういった空き家のことをいいますか。

まちづくり課長 特定空家とは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、そのほか、周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空き家をいいます。

北山智恵議員 ありがとうございます。

その特定空家を解体する場合、県もしくは町の補助金はありますか。

まちづくり課長 町では令和6年度より特定空家等除却事業を創設しておりまして、補助金の対象となりますのは、「福崎町特定空家等の適正な管理に関する条例」の第9条に基づき、助言または指導等を受けた特定空家となっております。不良度の判定は、構造上の腐朽や破損の程度から判断することとなっています。

北山智恵議員 分かりました。ありがとうございます。

先ほどの空き家の届出が未登録の約200件についてですが、今後どのように対応される予定でしょうか。

まちづくり課長 再度、届出を提出していただくよう、1件ごとに通知を行う予定です。

北山智恵議員 分かりました。ありがとうございます。

続いて、福崎町の空家活用支援事業についてお伺いします。

予算の内訳としては、県の補助金も入っていると聞いています。先日、県のホームページを見ると、令和7年度の県が配分している空き家の改修に係る予算額が上限に達したため、締め切られたと確認しました。

福崎町の申請状況はいかがでしょう。

まちづくり課長 令和7年5月末現在ですが、2件の申請を受けております。

北山智恵議員 その2件ですが、申請されているとのことなんですけれども、地区はどの辺りになりますか。

まちづくり課長 1件は調整区域で、場所は南大貫になります。もう1件は都市計画区域外の田口になります。

北山智恵議員 その南大貫と田口、この2件のほか、相談件数や活用したいなどの相談は受けておられますか。

まちづくり課長 現在、申請件数の2件以外は、事業の活用についての相談を受けていない状況にあります。

北山智恵議員 分かりました。令和7年度の予算は4件とお伺いしました。今、申請されているのは2件ということですが、町としては今後も申請を受け付けられますか。

まちづくり課長 この空家活用支援事業の補助金の内訳については、町費だけでなく県費もございます。県の予算が上限に達している状況で申請を受けた場合、県費の分を合わせて町が補助することとなるため、県と同様に締め切っておりましたが、つい先日、県で、僅かではありますが、追加予算の措置が取られたということで、その追加された予算の上限に達するまでは申請を受け付けます。再度、県の予算が上限に達した場合は、申請を締め切る予定としています。

北山智恵議員 締め切らずに、町の補助金分だけでも支給することはできますか。

まちづくり課長 補助金につきましては、福崎町空家活用支援事業補助金交付要綱に基づき、交付しています。要綱において、補助金の限度額等が定められていますが、その金額の内訳については県費、町費を合算した額であるため、補助金を交付する場合は、先ほど申し上げましたとおり、県費がない場合は、町がその県費分を合わせて交付することとなるため、困難であります。

北山智恵議員 分かりました。ありがとうございます。ですが、この事業は空き家の利活用の促進を図るための補助金だと聞いています。空き家の解消を図るための利活用促

進を目的としているのに、早々に締め切られてしまうと、事業の目的が達成できないように思いますが、いかがお考えでしょうか。

まちづくり課長 北山議員のおっしゃるとおり、早々に締め切られ、また、活用件数が少なければ、空き家の利活用が図られないというふうには思います。僅かではありますが、追加予算の措置が取られておりますが、さらなる予算の拡大については要望していきたいというふうに思います。

北山智恵議員 ぜひとも空き家の利活用のために、県への働きかけをお願いします。

このほか、空家特区の制度では、例えば起業するにあたり、カフェ等への用途変更が容易になったとお聞きしていますが、以前と比べてどのように容易になりましたでしょうか。また、併せて、用途変更の実績はいかがでしょうか。

まちづくり課長 用途変更につきましては、先ほど申し上げましたとおり、審査は姫路土木事務所を経由してから県庁内で行われ、時間を要していましたが、特区に指定されたことにより、姫路土木事務所のみでの審査となるため、許可までの時間が短縮されています。

この用途変更の実績でございますが、この特区に指定されてからは1件の用途変更がございました。

北山智恵議員 ありがとうございます。せっかく用途変更が容易になっているのに、1件では少ないように思います。この空家特区について、もう少しPRされたほうがいいのかと思います。どのようなPR活動をされていますでしょうか。

まちづくり課長 空き家の所有者の方に対しましては、特区の制度についての資料を郵送させていただいております。また、ホームページでもPRをしておるんですが、町内だけでなく、町外の方にも広くこの制度を活用していただくために、文字だけではなく、図を用いて分かりやすいような形でちょっと変えていきたいなというふうに思っております。

北山智恵議員 なお一層のPR活動をお願いいたします。

空き家問題は個人だけでなく、地域社会全体で取り組むべき課題だと思います。適切な対策を講じて空き家を放置しないことで地域の環境を守り、地域経済の活性化に役立てることができるように、空き家が利用・活用等されて少しでも少なくなるように、今後とも、なお一層の空き家対策の推進をお願いしたいと思います。

また、空家バンクに登録していれば活用できますし、登録していなくても、空き家になってから6か月経過すれば制度を活用することができます。福崎町の空き家の所有者は、県の制度と比較すると、半年以上の期間の不利益をこうむっていると云わざるを得ない状況です。ぜひ、ご検討のほどよろしく申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、北山智恵議員の一般質問を終わります。

次、7番目の質問者は、大住文子議員であります。

質問の項目は

- 1、災害対策について
- 2、エルデホールについて

以上、大住議員。

大住文子議員 おはようございます。議席番号4番、大住文子です。議長の許可をいただきましたので、初めての一般質問をさせていただきます。

本日は大変緊張してこの場に臨んでおります。このたび皆様の真心からのご支援をいただき、初当選をさせていただきました。私は経験も何もございませんが、一主婦の代表として、福崎町の皆様とよりよいまちづくりを目指して努力してま

いりたいと決意をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、災害対策について質問をさせていただきます。

昨今の地震や豪雨など自然災害が全国各地で多発する中、本町では、幸い大きな災害は起きておりませんが、いつどのような自然災害が起こるか分かりません。町民の皆様の防災への意識も高まっていると思います。災害時に、本町としてどのようなものが備蓄されているのか。私たち一人一人の備えを考える上で、また防災意識を高める上でも重要な情報だと考えます。

そこで、本町の備蓄品についてお尋ねをいたします。

本町には3か所の防災備蓄倉庫がありますが、どのようなものが備蓄されているのでしょうか。

住民生活課長 おっしゃるとおり、町内には防災備蓄倉庫3か所ございます。それぞれの防災備蓄倉庫に保存水やアルファ化米、おかゆ、パンなどの食料品、それから、トイレトーパー、オムツ、生理用品、マスクや消毒液などの生活用品、簡易間仕切り、段ボールベッド、毛布、簡易トイレなどの避難所用品、最後に発電機や投光器、一輪車、チェーンソー、その他土木工具類などの防災資機材を備蓄しております。

大住文子議員 ただいま主な備蓄品を紹介していただき、町として様々なものを備蓄していただいていることが分かりました。

さらに詳しく、倉庫ごとに備蓄品の品目や数量が分かるような備蓄品一覧表はございますでしょうか。

住民生活課長 備蓄品の配備状況につきましては、町の地域防災計画にお示ししております。その地域防災計画は町の情報公開コーナーであります役場のロビー、図書館、八千種研修センターにそれぞれ設置しております。また、先日、備蓄品の一覧表をホームページに掲載したところです。

大住文子議員 主な公共施設で閲覧でき、またホームページにも掲載をしていただきまして、とてもありがたく思います。ホームページへの公開をまだ知りませんでしたので、このたびホームページへの掲載への質問をさせていただこうと思っておりましたが、ありがとうございました。

ホームページを見ることができない方のために、例えば年に1回、広報誌に掲載するなどの予定はございませんでしょうか。

住民生活課長 ホームページが見られる環境にない方への周知方法としまして、議員おっしゃるとおり、広報への掲載とか、あと回覧等の手法を考えておりますけども、それ以外にも、例えば防災トピックでありますとか、瓦版的な、そういったものを回覧しても効果的かなとはいうふうに、ちょっと今、考えております。

大住文子議員 備蓄品一覧表を皆様が気軽に見ることができれば、どれだけのものが備蓄されているのか一目で確認でき、また、私たち一人一人が備蓄品を備えるときの参考にもなり、地域にあっても、備蓄品の確認など、みんなで防災意識を高めることができるので、うれしく思っております。ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。

災害時に乳児の命と健康を守るため、乳児用ミルクの備蓄は欠かせません。公益財団法人日本栄養士会災害支援チームが作成した「赤ちゃん防災プロジェクト災害時における乳幼児の栄養支援の手引き」には、母乳代替食品である粉ミルクや液体ミルク、使い捨て哺乳瓶などを備えておくことは、特に生後6か月未満の乳児の命を守るためには大変重要なことであると明記してあります。

本町には、粉ミルクと液体ミルク、どちらも備蓄されていますでしょうか。

住民生活課長 現在は粉ミルクのみを備蓄しております。

大住文子議員 粉ミルクのみの備蓄ということでした。粉ミルクを調乳するには、哺乳瓶の消毒や70度以上のお湯が必要になってきます。災害時には、安全な水の確保や哺乳瓶の消毒が困難になってしまうことが想定されます。そうすると、粉ミルクを調乳できなくなり、栄養源が限られている乳児は命と健康が脅かされてしまう危険性が高くなります。

そこで、液体ミルクが備蓄されていれば、液体ミルクは滅菌されていますので、そのまま飲ませることができます。災害直後から栄養補給ができ、非常に有効と言われております。

液体ミルクを備蓄している自治体も増えています。2023年、メーカーなどが全国1,741の自治体を対象に行った調査によりますと、全国の半数近い自治体が液体ミルクを備蓄しています。また、災害時にメーカーや小売店などから提供してもらう協定を結んでいる自治体を含めると、全体の72%の自治体が液体ミルクを確保できる状態にしているということです。

本町でも液体ミルクの備蓄は必要であると考えますが、今後どのようにお考えでしょうか。

住民生活課長 もう言われるとおり、液体ミルクのメリットというのはかなり大きいと思っております。以前は、液体ミルクといえば、保存年限が半年から1年と、保存期限が非常に短かったということで、備蓄してもすぐに入れ替えなければならないということで、備蓄をちょっと敬遠していたところがございます。しかし、最近は缶入りのものだと1年半から2年というふうに長期保存できるものもありますので、粉ミルクと併用して備蓄をしていこうと考えております。

大住文子議員 検討していただけるとのことです。乳児の命と健康を守る備蓄品になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次の質問に行かせていただきます。

ペットと一緒に避難できる避難所について質問をさせていただきます。

ペットを飼われている町民の方々より、災害時に自宅での生活が困難になった場合、ペットと避難所に行くのは迷惑がかかるので、車で避難生活をするしかないと思っている。ペットと一緒に避難できる避難所はないのかという声をいただきました。

本町では、ペットと一緒に避難できる避難所はございますでしょうか。

住民生活課長 町の地域防災計画の中では、「円滑な災害応急活動の展開」というカテゴリーを設けておまして、その中に愛玩動物の収容対策の実施、ペットの収容対策の実施という項目において、動物救護本部の設置期間や収容の実施方法というものを定めております。実施方法の中では、町の役目として、同行避難したペットの飼育管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるというふうにしてはおりますが、では、実際どこの避難所にといったような具体的なことは明記しておりません。

大住文子議員 ペットと一緒に避難できる避難所はないということではよろしいでしょうか。

住民生活課長 現在のところ、どこにというのは決めていないということになります。

大住文子議員 神戸市では、ペットとの同行避難を受け入れる避難所があり、そこでは、飼い主とペットが同じ部屋で過ごすことはできませんが、避難所内にペット飼育スペースを設置し、飼い主がペットを飼育することになっているようです。ペットと一緒に避難できる避難所がなければ、車中泊や壊れた自宅での避難生活を選ぶケースが各地の被災地で起き、問題になりました。

今後、ペットと飼い主が安心して過ごせる避難所ができればいいと思っておりますので、またご検討のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、エルデホールについて質問をさせていただきます。

文化・芸術には、人の心を癒やし、生きがいや喜びをもたらす力があります。その観点から、文化・芸術の振興は町にとって大切な取組と考えています。その重要拠点であるエルデホールの受付窓口について質問をさせていただきます。

町民の方々よりエルデホールには常設の受付窓口がないので不便さを訴える声が寄せられています。例えば、チケット販売は事務所で行っているが、事務所が奥まっけていて分かりにくい。ドアが閉まっけていて入りにくい。事務所に入っけてもカウンターもない等の声です。どのようにお考えでしょうか。

社会教育課長 エルデホールでは、このチケット販売は事務室で行っけております。確かに建物の奥まっけた場所にあっけて分かりにくいという点は承知をしております。このため、貼り紙等でチケット販売場所をご案内をしておりますが、分かりにくいということでございますので、より表示を大きくするなど、より分かりやすくなるよう、工夫をさせていただきますと思います。

なお、このチケット販売なんですけど、混雑が予想されるイベントの場合、例えばそのチケット販売初日はホワイエ、玄関入っけてすぐのところなんですけど、そこに机と職員を配置して、そこでチケットを販売するなど、事務室まで来ていただかなくてもチケットを購入いただけるような対応を取っけているところがございます。

大住文子議員 混雑が予定されるイベントの場合は、臨時の受付が設置されることと承知いたしました。

事務所のチケット販売について改善をお示しいただきましたが、受付窓口というものは、隣接の市はもちろん、市川町のひまわりホール、神河町のグリンデルホールにもございます。しかしながら、残念なことに、本町の文化・芸術の拠点であるエルデホールにはございません。ホールにおける受付窓口には重要な役割があると考えます。お客様を迎える「顔」としての役割です。文化センターの窓口のように常設の窓口があれば、来場者は分かりやすく安心してエルデホールを利用することができます。チケット購入はもちろん、きめ細やかな対応が可能となります。そして、地元や周辺地域の情報発信の場としての役割もあると思います。

今回、町民の方よりエルデホールに窓口がないのは、町民として恥ずかしいとの声もいただきました。それは文化・芸術の拠点としてふさわしい窓口を設置してもらいたいとのご意見だと感じました。

受付窓口の設置について、どのようにお考えでしょうか。

社会教育課長 このエルデホールは開館して30年を経過しております。開館当初は事務室の手前に管理室というところがございますが、そこに職員を配置してチケットの販売をしていた時期がございます。ただ、現在は限られた職員数で対応していること、それからチケット販売につきまっけては金銭の収受が伴うため、金庫がある事務室で対応しているというところで、常設の受付窓口の設置はちょっと難しいというふうにお考えしております。

大住文子議員 様々な課題があり、窓口の設置は難しいとのことでした。

新たに窓口を設置するのは大変だとは思っけても、先ほどおっしゃいました管理室、こちらはもともと受付窓口として使われていました。今のままでは窓口の部分が小さく、使い勝手が悪いように見えますが、その窓口部分とその上の掲示板を取り外す改修工事をするすることで、開放感のある受付の窓口として活用できるのではないのでしょうか。また、金庫等の問題も小さな金庫を用意するなど工夫すればいかがでしょうか。管理室に職員がどうしても常駐できないときは、インターホンを設置するなど工夫すれば対応できるのではないかと思います。

また、限られた職員で対応されているとのことでしたが、今回、何度もエルデホールを訪問し、感じたことは、財政危機による節約のしわ寄せがエルデホールの運営に影響を及ぼしているのではないかと感じました。5月の下旬にエルデホールに行きましたら、事務所に職員が不在でした。館内を探しましたが、結局、どなたにも会えませんでした。営業時間内に事務所に職員が不在の時間帯があるというのは、住民サービスが十分にできているとは言えません。

文化・芸術には、心を癒やし、生きがいと喜びをもたらし、心を豊かにする力があります。文化・芸術の力で元気な方が増えれば、町が発展していく要因にもなっていくと思います。文化・芸術の振興は町の発展の基盤として重要であり、エルデホールには、文化・芸術を盛り上げていく拠点としての使命があると思います。

町長にお尋ねいたします。エルデホールについて、また受付窓口の設置について、どのように思われていますでしょうか。

町長 今、大住議員から、住民目線でこういった困ったことがあるということをお聞きしました。私自身は、もうその事務所に行くには、何もそういうことを考えんと、もう事務所に行って、こんこん、入るよと言って入って、もう何でもできる人物でもあるんだらうと思います。住民の皆さんがいろいろと困っておられる状況があるんだなということは認識しましたので、また、改善すべきことは社会教育課の中でしっかり考えていただいて、改善できるところは改善していけたらいいのではないかなというふうに今は思っております。

大住文子議員 町長の思いをお聞きできて、うれしく思いました。ありがとうございます。

職員が常駐できるように、人を増やすことも含め、管理室の一部を改修して窓口として活用ができれば、来場者の方々は安心して利用することができます。単にチケット販売のための窓口ということではなく、文化・芸術の重要拠点であるエルデホールの顔として、常設窓口の検討をよろしくお願いいたします。

次の質問をさせていただきます。

チケット販売を行っているエルデホール、文化センター、八千種研修センター等のプレイガイドでの指定席チケットの購入についてです。

この8月公演の指定席チケットを購入するため、発売初日の販売開始時間に文化センターのプレイガイドに行きましたが、そこでは一番後ろの席しか販売していなかったと町民の方より伺いました。プレイガイドによって指定席が割り振られていたようです。それでは公平ではなく、せっかく買いに来られたお客様はがっかりされます。これについてどのようにお考えでしょうか。

社会教育課長 プレイガイドにチケット販売を委託する際は、一応、前後左右、満遍なく配分をしてお願いをしております。ただ、イベントによりましては、ニーズが異なりますので、イベントを実施するエルデホールが最も多くのチケットを販売するため、一般的によい席とされる席につきましては、それ以外の席も含めてですけれども、エルデホールはほかのプレイガイドより多く持っているという形になります。

大住文子議員 イベントによっても状況が様々あるということが分かりました。満遍なくとのことでしたが、実際に今回のケースでは後ろの席しか売っておりませんでした。希望の席を購入したいのであれば、エルデホールで購入するよということでした。利用者によっては2か所のプレイガイドに行くことになり、二度手間になってしまいます。そうならないように、注意書きをパンフレットに掲載するなど、利用しやすい説明が必要なのではないのでしょうか。

社会教育課長 先ほどおっしゃいました希望の席、こちらにつきましては、一般的には、例えば前数列とか中央の席がよいというふうに言われておりますが、それにつきまし

ても、例えば自分は後ろの席がいいとか、そういうそれぞれ希望が異なるという部分もございますので、このチケット販売につきましては、今、プレイガイドをお願いとかしておりますが、それにつきましても、例えば予約システムが導入できないかなどにつきましても、今後、研究していきたいというふうに思います。

大住文子議員 研究していただくとありがたいです。

町民の皆様が楽しみにしているイベントでありますので、2か所のプレイガイドに行かないと希望の席が購入できないというようなことがないよう、安心して購入できますよう、ご検討をよろしくお願いいたします。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長 以上で、大住文子議員の一般質問を終わります。

次、8番目の質問者は、三輪一朝議員であります。

質問の項目は

- 1、骨太の方針・人事院勧告等にかかる福崎町財政への影響等について
- 2、防災にかかる取り組みの拡充について

以上、三輪議員。

三輪一朝議員 議席番号5番の三輪でございます。ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず最初の大きな質問でございます。骨太の方針、また人事院勧告等に係る福崎町財政への影響についてでございます。

昨日の一般質問でもございましたとおり、福崎町財政が収支均衡から逸脱するに至った事由としまして、町長も、また企画財政課長も述べられていたそれぞれの要素があると認識をしております。

その中で非常に見えづらいといえますか、まだ国の行政水準に係る給与費、そこで地方財政計画で下りてくると思うんですが、その絡みになるところが今般、昨年度、令和6年度、どんと人件費が上がりましたので、それがこの夏以降に、地方交付税ですか、夏頃に出てまいりますので、見えない中で、あえて質問をさせていただきますものでございます。

先ほども申し上げましたとおり、令和6年度は人事院勧告によりまして、会計年度任用職員をはじめとして、大幅な人件費等の上昇がございました。それには関連する事項でございますけど、自治体の人件費に係る事項といたしましては、国は今年6月、つまり今月なんですが、初めのほうに骨太の方針を発表してございます。そこでは大きく次の事項を盛り込んでいるように思うのです。

一つ目として、賃上げを起点とした成長型経済の実現を目指すこと。

二つ目として、物価上昇を上回る賃上げを定着させること。

そして、三つ目として、会計年度任用職員の待遇改善を行い、なおかつ常勤化の推進及び勤務経験に応じた給与水準にするという、非常に重みのある事項を盛り込んでいるように思うのです。

これをもうちょっと、こういった言葉から想像いたすのですが、令和7年度についても考えられることとして、大幅な人件費増加となる人事院勧告が発せられることが極めて濃厚であるという、それは言えると思うのです。そして、今年度を含む年度ごとの人事院勧告の詳細はまだまだ当然、見えていないのですが、少なくとも先ほどの骨太の方針も含めてですが、短期的には大幅な人件費上昇となる人事院勧告が発せ続けられるであろうということが想定されます。

その中で、地方交付税法第1条というものがあまして、これは国が地方に財政的な手当をするということなんなんですが、その1条で、地方交付税により、地方行政の計画的な運営を保障する。ここで大事なのが「保障する」という言葉で

あります。その中で仕組みとしては、普通交付税額は各団体の収支差を補填するものではないということでもあります。つまり財政の不均衡を埋めてくれないというところが読み取れます。

そして、次に行政水準に係る給与費ですが、地方財政計画で定める給与水準に基づくものとされる。ちょっと漠然とした言葉ですが、地方財政計画でどこまで給与水準を見てくれるのか。つまり地方財政のことを考えてくれるのかという問題があるかと思えます。

これらのことを踏まえての質問に入らせていただきます。

まず、確認事項になろうかと思うのですが、令和6年度の人事院勧告がございました。本町は令和6年度内に会計年度任用職員の給与及び一般職の職員の給与等の大幅な見直しをすることとなりました。この人事院勧告、次以降から人勧と略させていただきますが、この人勧に基づく共済費、本俸が上がりますので、共済費ですね。健康保険に係る保険料の負担であるとか、ベースが上がりますので、退職金のほうにも影響があるのやもしれませんが、ちょっとまだそこまで確認をしておらないのですが、こういった人勧に基づく共済費などを含む人件費の変化額、上昇額ですね。その総額はいくらであったのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 特別会計を含む全会計で、約5,300万円の増加となっております。

三輪一朝議員 そのうち本当に給与費と共済費などと分類して、分かるようでしたら、合わせてお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

企画財政課長 すみません。そこまでちょっと事前通告がなかったので、今お答えは、ちょっとできません。

三輪一朝議員 その点は失礼いたしました。

その中で、これまでの人勧なり、あるいは地方交付税、その中でも普通交付税等の絡みで言いますと、令和6年、去年の普通交付税では、国が財政負担する人件費等では、1年前となります令和5年の人勧でその中身が出ておりまして、令和5年のその人事院勧告では、給与改定に要する経費や会計年度任用職員の勤勉手当に支給する経費となって、つまり1年遅れでの財政的な措置、財政的な手当をしているんです。その中で、今、5,300万円とお聞きしたのですが、その財政措置が1年遅れで行われているわけですが、これは人件費のみでしょうか。その退職手当の負担金とか共済費も含まれるのか、お尋ねをいたします。

企画財政課長 会計年度任用職員につきましては、令和5年度から勤勉手当が支給になったことによりまして、普通交付税の包括算定経費の中で、令和6年度は期末・勤勉手当の支給に要する経費が措置されております。個別算定経費の人件費は給与費という項目で措置されており、この給与費は、給料・各種手当・退職手当負担金・共済組合負担金の総額で算定をされております。

三輪一朝議員 そういった人件費等の等の部分も一応、金額としては見ているということになります。

その中で、その共済費や退職手当負担金を含むものと人件費等とすると。人勧による人件費等の上昇額の何割の財政措置があったのか。また、何割ではなしに、その全額であったのか。その点についてお尋ねをいたします。

企画財政課長 令和6年度普通交付税の当初算定では、令和6年度当初予算の会計年度任用職員期末・勤勉手当、約1億1,700万円に対し、交付税措置が4,470万円で38%の措置率となっております。令和5年度人事院勧告による影響額1,670万円に対しては、令和6年度の普通交付税当初算定、給与費措置額の増額がありまして、この金額が1,400万円、約84%の措置率となっております。

なお、令和6年度の人事院勧告影響額5,300万円に対しては、令和6年度

普通交付税の12月再算定で措置された給与改定費が4,810万円となっております。これは91%の措置率となっております。

三輪一朝議員 三輪一朝議員 先ほど課長から全額措置されるものではないというのが、その地方財政計画に組み込まれているからだということであろうと個人的には理解をしています。

そういったことで、令和6年度の人勧による人件費の上昇分が何らかのパーセンテージで令和7年度の普通交付税によって財政措置がされると思われるのですが、そのことも、当然のことですが、令和7年度予算に組み込んでいるのか。初歩的な質問となりますが、ご回答をお願いします。

企画財政課長 企画財政課長 令和6年度の人勧影響額、先ほど申しました5,300万円に対して、令和7年度当初予算の普通交付税の算定、試算によりますと、5,000万円程度を増加すると見込んで試算をしております。

三輪一朝議員 三輪一朝議員 分かりました。そうすると、率とすれば、5,300万円と5,000万円との比率だという理解をしておきます。

そうなりますと、次の質問になるんですが、国が、財政課長もおっしゃったように、人件費等のアップ分、全額措置しないということになりますが、その質問に入るのですが、全額措置してくれないとすると、人件費は毎年どんどんどんこれからも骨太の方針であるとか、諸状況によりまして上がっていくものになります。つまり、今年、来年、再来年に、それぞれ国の財政措置で措置されない部分が積み上がっていく。積み木のようになっていくということになってきます。

そして、そういったことを踏まえてということになるんですが、今度、昨日までの一般質問でもございましたように、財政健全化に向けての質問がございました。そうしたら、町の自主財源を充当するものも、今、申し上げたように積み上がっていくということになってきます。このことについて、当然、組み込んで財政健全化策、これから何年間かの計画で出てくる、また構築しないといけないのですが、そうすると、後年度になればなるほど、積み木が高くなるということも踏まえての財政健全化策を策定するのかということについて、お尋ねをいたします。

企画財政課長 企画財政課長 質問議員おっしゃるとおり、令和2年度以降の人件費の大幅な増加が、令和4年度以降の財政調整基金取崩しの要因の一つとなっております。

第7次行政改革大綱・実施計画の策定にあたりましては、令和6年度の人件費の大幅な増加が今後数年間続き、高止まりすると見込んだ上で、財政健全化に向けた施策を検討していくこととしております。

三輪一朝議員 三輪一朝議員 今、財政課長がおっしゃった言葉は非常に重たいといいますか、国が当然100%見てくれないところで自己負担がどんどんどん積み上がるという構図の中で財政健全化策を構築していくわけですから、そのことについて、十二分に検討が必要であると思うのです。

そうしましたら、次の質問になるんですが、財政健全化の中で財政不均衡を少しずつでも是正をしていく取組が、財政課長がおっしゃった、これから決まっていく、決めていくわけですが、その中で町長も従前からおっしゃっているとおり、ふるさと応援寄附金の拡充、これはもう必ずやっていきたい命題であるというお言葉と受け止めてございます。その中で、どうしても魅力のある返礼品というところの寄附者の視点が出てまいりますので、とはいうものの、本町では供給量と、なおかつ魅力がある返礼品がなかなか多くないという環境があります。

その中で、報道にもございましたように、時限的になるのか、まだまだ不透明

な部分がございますが、米について、返礼品として考えていってもいいのではという個人的な思いもございます。そして、米を返礼品としている自治体では、米の値上がり、販売価格の値上がり、相場の値上がりと、あと物流経費の値上がりもあって、総務省から指導を受けているとも聞いたりしております。

その中で、令和7年度産米に限るのかどうかもあるんですが、令和7年度産米に限っての質問とさせていただきたいのですが、この返礼品としての7年度産米の量確保に向けた考え方、また動きとかはあるのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 現在の社会情勢の中で、米の返礼品は大変魅力がございます。そこで、本町も大規模農家さんや営農組合さん数者とお話をさせていただいて、参画・協力をいただいているところでございます。ふるさと納税のさらなる増収に向けて、各事業者様と調整をさせていただいた中で、先行予約方式も考えながら進めているところでございます。

三輪一朝議員 大幅なアップを期待しているという理解でもないですけど、どこまでどう、数量的な、また金額的な。金額はなかなか、これから相場も変わりますので、数量的なものはどれぐらいのものを見込んでいらっしゃるのか。もしあれば、お答え願いたいと思います。

地域振興課長 今お話をさせていただいております大規模農家さんは、今の段階では20トンぐらい出していただけるという話の中で進めております。それは全て精米をしたものでございますので、大体、返礼品価格としましては7,500円から8,000円ぐらいですので、寄附額全体でいいますと、今ベースからしますと、多分5,000万円ぐらいは、全部お話しさせていただいて寄附を募ることができたら、5,000万円ぐらいのプラスを見込めたらうれしいなというところでございます。

三輪一朝議員 米相場も、古古古古米も出てきたりして、少し相場が動いているようですので、その辺は十分ご注意の上、取り組んでいただければと思うのです。

次に財政に係る最後の質問ですが、財政不均衡の是正について、歳入増の一つに、なかなか難しいのかもしれませんが、ネーミングライツ（命名権）があります。大きな町ではネーミングライツが、姫路の武道館であったりとか、そういったものが命名権として市の収入になっております。金額的な効果と言いますと、福崎町では、それほど金額的に収益が上がるのかどうかということについては疑問な点もございますが、建物あるいはそういった物件が新たな企業名とかを冠した名前と呼ばれるために、住民の多くが知ることとなって、町の努力が認知される効果もあるかと思えます。これから財政的な状況も、町長も昨日のお言葉では発表したいということでしたので、そういったところとのセットで発表となるのか、その辺は期待するところではありますが、その中で、福崎町直接ではないのですが、間接的に関与することとなるその中播北部行政事務組合、ここに新しいごみ処理場が今、建設中でありまして、新規でありますので、考え方によっては、非常に魅力がある物件になろうかと思えますが、この新ごみ処理場はネーミングライツの候補になるのか。どういったお考えなのか。検討には入らないのか。その点についてお尋ねをいたします。

企画財政課長 そういったことも含めまして、第7次行政改革実施計画を策定する中で、自主財源の確保という項目で検討していくこととなります。

三輪一朝議員 そうしましたら、次の質問も今と同様の答弁が返ってこようかと思っておりますので、財政に係る質問は以上となります。

議 長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩いたします。
再開を10時45分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

◇

議長 会議を再開いたします。

三輪議員。

三輪一朝議員 引き続いて、一般質問をさせていただきます。

大きな二つ目の質問の項目に入らせていただきます。防災に係る取組の拡充についてであります。

防災はお金がかかりがちという、そういった思いもおありなのかもしれませんが、その準備、仕組みをつくるということでは、あまりその点は心配しなくてもいいのかもしれないという、そういった思いからも質問させていただくものでございます。

そうしましたら質問に入らせていただきます。

防災につきましては、平時、今、災害も何も起こっていない平時であります、平時のうちに災害発生に係る準備、準備にはその範囲であるとか、質とか量などが影響してくるようではありますが、そういったこの準備をいかに進めてきたかが重要であるということが、以前にも町長にお示ししましたが、「被災地からおくるメッセージ 災害時にトップがなすべきこと」というものにも記載されております。また、今日も持ってきましたが、これでございます。ここに書いてあることと関連して質問させていただくのですが、後で出てくる、大量のごみ、瓦礫が出てくるとか、広い仮置場が要るとか、準備しとけとか、ボランティアセンターをすぐに立ち上げなさいとか、職員には職員しかできないことを優先させなさいとか、とかとか、なかなか難しいですが、そういったことが箇条書きに簡潔に書かれている、そんなものであります。

これには、つまり発災後の膨大な対応を迅速、的確に進めることができるか否かの鍵ともされております。なかなか難しいというところの中で質問させていただくのですが、その中で、本町は小さな自治体であります。職員数も多くございません。その中で準備の出来具合がどうかということも重要になるわけですが、その大規模な災害はここしばらく本町では発生してございません。ですので、災害発生後の対策が後手後手になるという、そんな規模のものはここ近年、起こっていないのであります。ですので、喉元までも来ていないというところの中で、防災に係る取組というのはなかなか個人的には進展していないのではないかという思いがございませう。

そういったことから、防災に係る目標をぜひ立てていってもいいのではないかと。その中で、次の二つ、今から申し上げますが、いつまでに対応するとか、構築するのは大まかにでも取り決めて、少しずつでも確実に取り組んではどうかと思う、テーマといいますか、漠然としておりますが、一つ目として、災害に対する備えができていますか、これハード面ばかり言っていません。ソフト面、仕組みのことを言っております。

二つ目として、災害時に迅速・的確に対応できるまち。これも仕組みに関することを申し上げているのですが、こういったテーマ、またテーマに挙げずとも、もう少し1つずつ防災に係る取組を進めてはどうかと思うのですが、この点についてご答弁をお願いいたします。

住民生活課長 災害に対する備えができていますかということなんですけども、町では地域防災計画におきまして、平時からの体制や備えについて定めております。

内容としましては、防災組織体制の整備、減災対策の推進、ライフライン施設の整備、また町民さんに対する自助・共助の取組の推進、こういったものになります。

また、第6次総合計画の基本計画の中でも、防災・減災体制の整備、防災・減災意識の向上、災害対策の推進といった施策の方向性を示しておりまして、町の体制整備はもちろん、町民一人一人の防災意識の向上に努めております。

また、災害時に迅速・的確に対応できるまちへの目標という質問に対しましては、これも先ほどと同様になりますけれども、地域防災計画の中では災害応急対策というカテゴリーを設けておりまして、災害対策本部の設置や情報の収集・伝達、また自衛隊派遣など関連機関との連携、避難所の確保、消防・水防活動、救急・救助、交通・輸送、住宅確保、物資の供給、ほかにも多くの応急対策がありますけれども、それぞれについて対応策やその手法を示しております。ただ、いざというときにそういったマニュアルどおりの行動が迅速に的確にできるかといえど不安はありますけれども、最低限の行動ができるよう、町も住民さんも平時から意識を高めておく必要があるかと考えております。

三輪一朝議員 今、課長もおっしゃいました、どこまでどう事前にできていくのか心配だという、そんなお言葉もあったわけなのですが、これまでも業務継続計画、BCPと言われるものであるのかつくっていただいておりますが、私、魂が入っていないという、文章だけがつくられたという認識、民間ではBCPをつくって、絶対その訓練、対策、その辺を全従業員で共有化する行動に持っていくのですが、それをやっていかないと、大災害ではこの役場に駆けつけることができる職員の数も大災害の大きさによって減っていくでしょうし、そういったところでどうするんだというのがBCPであるのですが、なかなかそこまでやっておかないと、後々、山本課長に大きな権限も来ましようから、その中でどう動くのか。家に帰る間もないという、そういったところで、いろんところで見地を深めていただきたく、また私、実はこの防災に係る質問、ここ数年で4回ぐらいしております。これ、このトップをなすべきことというのも4回ぐらい言っています。ですので、ちょっとでも、あれをこうしてああしたと言っても、損害で町民さんが苦勞するところを減らすこと、ギブということばかりではなしに、その背景にあるものを担保していくところもぜひぜひお願いしたいのであります。

そうしましたら、次の質問ですが、今まで申し上げてきた中身にも関連するのですが、防災について、私は平時の準備に係る一般質問を繰り返し行わせていただいております。これから大きな四つの件について申し上げるのですが、本町について、防災に係る対応状況はどうなのか。先ほどの「災害時にトップがなすべきこと」にも項目として載っているものも多いのですが、例えば災害ごみ集積場の予定地の設定です。これについては分別集積が基本であったり、面積規模、それと災害ごみの分別搬入を告知する方法などなど多岐にわたります。例えば、これに今、載っているものでありますと、大量の瓦礫、ごみが出てくる。広い仮置場をすぐに手配すること。すぐにはなかなかできないので、例えば100m四方とか、分別するとなると、町内ではこのごみはA、別のごみはCという、そういったことで場所を変えて分別することにもなろうと思うんですが、つまり畳だとか家電製品、タイヤなどなど分別することを住民に求めないと、つまり災害廃棄物の分別ができないと、ほかの自治体は受け入れてくれない。もうその辺ずっと積んだか積んだかになるよという、そういったことになりますので、災害ごみ集積予定地ですから、一応、候補として、少なくとも決めておいてほしいという、

そういったところでもあります。

次に二つ目として、仮設住宅の想定戸数と建設予定地です。戸数が決まれば予定地、また駐車場等々もありましようから、そういったことを設計しておいてほしいということでもあります。

それと、三つ目ですが、ボランティアの受入れ体制の構築、その仕組みも、管理するソフトとかも他自治体、非常に大きな災害を受けた自治体、また、総務省からも出ていたと思いますが、そういったソフトも相まって、受入れ体制に対してどんなふうなことをするのかという、そういった仕組みの構築であります。

それと、大きく四つといたしますか、最後の四つ目ですが、災害援助物資がたくさん来ます。たくさん来たら、福崎ではどこに置くのか。受け入れないといけないうし、受ける前に援助物資の荷捌き場、出すために荷捌きする場所が要ります。当然、フォークリフトも使う必要があります。そして、避難所への援助物資配分をするとすれば、その方法の構築もする必要があります。また援助物資輸送体制、車と人が要ります。そういったことなどなどについても、これも総務省のところにあったように、どこかで私、見たんですが、ソフトがあったように思います。ただ、こういった荷捌き場といたしましても、これも場所が要ります。人も要ります。そういった確保などなどでもあります。

今、申し上げたごみ集積場とか、仮設住宅の想定戸数とかボランティアとか、援助物資の関係、大きく四つ申し上げていますが、この四つに限って一旦は質問させていただいたんですが、この現時点でこの対応状況、準備状況についてどうなのか。お尋ねをいたします。

住民生活課長 順にちょっと答弁させていただきます。

まず、災害ごみ集積の予定地ということなんですけども、災害ごみの仮置場については明確な予定地というものは設定しておりません。今現在、私有地も含めてその候補地を検討中という段階です。

廃棄物処理法では、災害ごみは一般廃棄物とされておりまして、その分別もごみの種類によって細かく分ける必要が出てきます。また、仮置場の必要な面積につきましても、ごみの種類ごとのスペース、作業スペース、搬入車両の通路を設ける必要がありまして、また、ごみの積上げ高、それから集積する量によって異なってきますけども、最低でも3,000㎡から4,000㎡を確保することが望ましいというふうにされております。また、こういった災害ごみ処理についての広報なんですけども、いざ有事の際なんですけども、電話や防災行政無線、こういった通信網の遮断が想定されることもあります。そういったときのために、平時から自治会との連携で広報を行っていただくことを念頭に置いております。

仮設住宅の想定戸数というところなんですけども、仮設住宅につきましても、町が所有する遊休地、町民グラウンドの敷地内というふうに設定しております。候補地としては第1グラウンド、第2グラウンド、スポーツ公園が考えられます。想定戸数なんですけども、第1グラウンドを例に取りますと、第1グラウンドの面積は1万3,800㎡ありますので、応急仮設住宅の平均的な1戸当たりの面積が29.7㎡というふうにされております。また、動線確保を考慮しますと、単純な計算ではありますけども、約400戸確保できるのかなと思っております。

また、ボランティアの受入れ体制なんですけども、町は社会福祉協議会や日赤等と連携して災害ボランティアセンターを開設するとともに、県とも連携して、県災害対策本部で災害ボランティア活動支援の総合調整を行うこととしております。ボランティアに関することは、町が設置します災害対策本部に援護部というもの設けまして、この援護部は住民生活課、福祉課、ほけん年金課で構成され

ます。援護部を設けまして、県との調整を行うこととしております。

災害援助物資の受入れ体制等につきましては、救援物資の受入れについては、先ほど申し上げました援護部が行います。集積場所については、田原小学校体育館、それから、さるびあドームというふうに設定をしております。避難所にも職員を配置しますので、不足物資の把握等、常に連携しながら運営できる体制を整えます。

物資の輸送につきましては、県が緊急輸送路として指定する県道三木穴栗線の通行確保に努めることとなっておりますが、この県道三木穴栗線以外にも町として早い段階で、ほかの輸送路の状況を把握して、最短で輸送できるよう努めたいと思っております。また、輸送体制につきましては、町だけの輸送能力では限界がございますので、相互協定を締結している市町や運送会社との連携を優先して、体制構築を図っていきたいと思っております。

ちなみにですけれども、我々がよく出前講座等に赴く際にいつもお願いしておりますけれども、災害への備えとして、1人最低3日分、できれば1週間分の水や食料、また常備品、こういったものを常備しておいてくださいと申し上げております。すぐにできることなんですけれども、いまだにこのような常備をされていない方がまだまだおられるかと思っております。今後も継続してアナウンスしていきたいと思っております。

三輪一朝議員 準備してほしい部分も4点ほど申し上げた中で、細かいところで、例えば熊本の地震ですと、実際やってみないと分からないことがたくさんあったという、その援助物資を受入れを統括されたセンター長がおっしゃっておりました。しばらく後、防災監もされた方やったと思っております。そういったことも含めて、いろんなところから情報を取っていただくことが、まず必要であります。それが、住民が災害を受けたわ、あと対応がもう一つであったとかということになると、そういったことも、住民が福崎に住んでよかったというところに関連をしてみますので、くどいようですが、よろしくお願ひしたいのであります。

次に、もう一つの制度のことについてであります。

住民が大規模災害に遭って死亡されたり、あるいは心身に著しい障がいが残った場合のことです。これは災害弔慰金の支給等に関する法律というものがございまして、これに基づいて、本町は福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例を設定してございます。そして、災害弔慰金や災害障害見舞金の認定を行い支給との流れになります。

その中で今、申し上げたのは、その災害弔慰金については災害による直接死、その災害で短時間のうちに亡くなられたという場合がその条例による見舞金、あるいは弔慰金の対象になるのですが、最近のその災害関連死ということで、大災害ほど多いとは思いますが、災害関連死が増えてきてございます。その災害弔慰金なんですけれども、今、申し上げた災害による直接的な死因と、そして被災者が被災生活の継続など環境の変化により体調を崩して死亡する場合などがあります。それも災害関連死という対象となり得ます。その判定については、災害と死亡の因果関係の有無を判定する審査体制を整備する必要があります。このことについて、国でございまして、2019年に災害弔慰金の支給等に関する法律を改正しました。これに、同法に18条というものを新設して、次の言葉を付け加えてございます。「市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。」という。つまり努めるものとするというのは努力義務です。しなさいということではないです。しなくてもいいよという意味

が含まれておるんですが。その中で、現時点において本町の条例ですが、ちょっと見てみたところ、災害関連死を審査する審議会設置の条文がございません。ですので、本町では実質、直接死しか弔慰金等々の支給ができないということになります。

この中で、条例の改正とか審議会の設置について、これまで大規模災害が起こった自治体なんですけど、発災後の自治体は多くの対応に追われて、迅速に条例改正、審議会の設置、手続がなかなかできないようであります。つまりこの動きが滞るということになって、災害弔慰金等の支給が遅れ、生活再建に支障が生ずるということが指摘されているようであります。

本町でも同様なことになってしまいますと、非常に住民の方が苦しまれるというところになります。例えば家屋も壊れた、生計を主とする方が亡くなられたとか、その中で当面の生活資金というものも必要になります。

ですので、発災後、速やかに対応するには、私の先ほどの質問と同様、事前の準備が必要となります。つまり、平時、現時点での条例を改正して、審査のスタートラインとなる審議会の設置、制度上の設置ですので、常時設置しておく必要もございません。災害が発生したときだけ設置して、そのときに応じて必要な委員の手当を支給すればいいとは思いますが、そういった審議会も設置しておくべきと考えます。

災害関連死と認定されると、その弔慰金に加えて、適齢の遺子、お子さんがいらっしゃる場合には奨学金の受給が可能となりますほか、義援金というものが受給できる場合については、その受給額にも影響してくると言われておって、住民の生活再建に寄与でき得るものであります。そして、災害で亡くなったことが公的に認められたという意味合いも持ちます。ですので、心理的なケアにつながる側面があるとされます。

ですので、本町は福崎町災害弔慰金の支給等に関する条例について、この改正を私は行う必要性があると。ただ、行くと、審議会というものも合わせて、制度上、持ってくる、設置するということになります。

この条例改正について、予定も含めて、認識も含めてですが、どのようなお考えなのか、お尋ねをいたします。

福祉課長 現状におきまして、直ちに条例改正を行う予定はございません。確かに質問議員言われますように、災害弔慰金の支給等に関する法律第18条では、市町村に対し、「審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする」とされておりますが、こちらは努力義務でございまして、必ず設置しなければならないものではないということでございます。

災害発生後の速やかな対応が求められる中、新たな審議会を設置することは手続きの煩雑化を招き、かえって住民への支援が遅れる可能性があると考えています。既存の行政機関を活用し、迅速な審査を行うことで、住民の生活再建を支援することができると考えております。

三輪一朝議員 ですが、本来は改正すべきであろうという考えであるが、努力義務だから条例改正しないのか。それはその行政の考え方として全く違うとは思っております。また、本町では前段でも申し上げたように、大災害はしばらくの間、発生してございません。また、災害関連死も当然、発生してございません。ですので、できるだけ準備、準備やっとなないと、これだけ小さな所帯でありますので、そこを一遍に、被災する職員もいる中でどう対応するのか。その辺についてやっぱり準備、準備を、あえて小さい自治体ほど私はやるべきやという思いがします。そのことについて、改めてちょっと町長にお尋ねしたいと思っております。

町 長 今、福祉課長が申し上げたんですけれども、この件について、いろいろ議論しました。私が確認したのは、この審議会にかけないと、災害関連死として認められないのかということを確認しましたら、いやいや、そうではないですよ。誰が決めたらいいかということまではちょっと確認できなかったんですが、町が認めたら、災害関連死として認められるはずですよということの議論がありましたので、そうであるんだったら、別に審議会するよりも、町長が認めるということをして早急に行うことによって、よりスムーズにできるんじゃないかというような思いがありまして、今、福祉課長が言ったような答弁にさせていただいております。そうでないであれば、審議会はつくる必要があるというふうには、私はそのとおりだというふうには思います。

三輪一朝議員 そうしますと、最近では審議会やケースワーカーであったり、そして体にダメージを受けられたことで死に至るというところの中で、専門的な医療に係る知見をそれぞれ審議していくということも、その審議会のメンバーに専門的な先生を加える。また、近隣にそういった専門的な先生もない場合は、県なり、そういった団体に審議委員の紹介をお願いするとか、そういったことも、公平公正という言葉で町長がよくおっしゃいますので、ですので、なかなかその公平ということ、命が失われた後でのその判断ということでの、当然いろんなところで判断で困っていらっしゃると思います。そして、自治体ごとに審議会をつくっても、その弔慰金なりなんの支給基準がぶれているという、そういった批判もあるようであります。ですので、より町職員、町長含めて非常に優秀な方々ばかりであります。そこまで知見があるとは、私、個人的には思えないのであります。失礼ながら。ですので、そういったところは専門の方々にお任せ、あえてするべきではないのかという思いの中で質問をさせていただいたわけでありまして。ですので、その不平不満として、後の世代、その方が亡くなって、その遺子であるとか配偶者であるとかがどのようにお思いになるかということも、大災害であればあるほど、町長は災害復旧とか、そちらのほうに指示をまだまだ出す立場であるタイミングやもしれません。その中で、弔慰金の支給にどこまでどうタッチできるのか。どこまで材料を、どう判断、どの材料があるから、どう判断して、これは弔慰金の支給とするのかという問題は非常にデリケートであって、その点については、私は考えていただいた上で、その判断になるのだったらいいんですが、ただ、それでも私としては非常に心配と思うのであります。その合議制がよいと言っているのではないのですが、それは改めて、移行をお願いしたいというところでありまして。

そうしたら、これは最後、質問ではなくお願いとして申し上げたいのですが、災害関連死ということで、町長、対応いたしますよということで、審議会がなくてもということであるんですが、遺族が申請する必要があるんですね、制度上。そうしたら、災害関連死と町長が例えばお認めになって、代表者として。それで弔慰金なりの支給がなされるわけですが、遺族はその災害弔慰金の申請書にあたるか、申請書を出すか出さないか、出せない場合も発生し得るのかももしれないんですね。その災害関連死としての漏れを発生させない。そういった制度設計も求められていると聞きます。それは小規模な災害ではそこまで至らないのかももしれませんが、そこまでお願いして、私の一般質問を終えさせていただきます。

議 長 以上で、三輪一朝議員の一般質問を終わります。

次、9番目の質問者は、中田貴子議員であります。

質問の項目は

1、ジェンダーと男女共同参画の推進について

2、福崎町の特色ある教育の在り方について

以上、中田議員。

中田貴子議員 議席番号1番、中田貴子です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、初めての一般質問をさせていただきます。

まずは、この場をお借りしまして、日頃より町政運営にご尽力いただいております町長をはじめ、理事者の皆様、心より感謝申し上げます。

私は心の通ったまちづくり、福崎をもっと元気にといい思いを胸に、このたび町民の皆様から温かいご支持を賜り、こうして議席をお預かりすることになりました。その責任の重さに改めて実感するとともに、町民の皆様の声を町政に届けるべく、誠心誠意取り組む所存でございます。本日はその第一歩として、通告に基づき、一般質問を行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一つ目の質問に入らせていただきます。

ジェンダーと男女共同参画の推進について質問をさせていただきます。

今、日本社会には、いまだに女性はこうあるべきといった固定観念が根強く残り、それが女性の経済的自立やキャリア形成を阻む要因となっております。特にコロナ禍では、非正規雇用やケア労働に従事する女性への負担が浮き彫りとなり、貧困や離職リスクが深刻化しました。

福崎町においても、こうした課題を直視し、ジェンダー平等と女性の活躍推進に真剣に取り組む必要があります。これを踏まえ、現状と今後の方向性について、いくつか見解をお伺いいたします。

まず、1点目、福崎町役場における女性職員の割合、特に非正規雇用の方の比率についてお伺いします。また、正規と非正規での処遇やキャリア形成において、男女間に格差があるのか。離職率の男女差や育児、介護を理由に退職された方の実態についてもご説明をお願いいたします。

総務課長 令和7年4月1日現在になります。正規職員における女性職員の占める割合は48.0%、非正規職員における女性職員の占める割合は81.8%です。それから、正規職員でも非正規職員でも処遇やキャリア形成において男女間に格差はございません。

離職率の男女差というところでございます。過去3年間申し上げます。令和6年度末、男性離職率は3.8%、女性離職率6.8%、令和5年度末、男性離職率1.3%、女性離職率6.9%、令和4年度末、男性離職率1.3%、女性離職率9.4%となっております。割合としましては女性のほうが高くなっているという状況でございます。

育児・介護を理由に退職された方の実態ということでございますが、この点につきましても、退職理由としての正確な把握というのはできておらないんですけども、直近3年間で把握しておる中での数字になります。育児を理由に退職された方は7人、それから介護を理由に退職された方は1人と考えております。いずれも女性でございます。

以上です。

中田貴子議員 福崎町として、女性職員の活躍を本気で進めていくためには、このような数字の現状をしっかりと把握することが大切かと思っております。

このような実態を踏まえた上で、今後どのような課題があるとお考えでしょうか。お聞かせください。

総務課長 課題と申しますか、対応を含めての答弁となります。

本町は比較的女性職員の全職員に占める割合が高く、あらゆる業務で活躍していると考えております。しかしながら、近年、全国的傾向とも言われております

が、本町におきましても、監督職ですとか、若い職員の退職が目立っている状況はございます。退職には、個人ごとに理由は違います。性別にかかわらず、職員全員が働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。監督職や若い職員には定期的な面談や研修の機会を提供し、人事異動ですとか、配属の透明性を高め、専門性を生かせる部署への異動を希望する職員の要望に応えるなど、柔軟な人事を行ってまいります。

中田貴子議員 ありがとうございます。柔軟な対応をよろしくお願いいたします。

2点目として、マタニティハラスメント防止と育児休業制度の活用・促進についてお聞きいたします。

マタハラについてですが、妊娠を理由に退職を促されたり、産休・育休の取得を妨害されたり、業務内容が一方的に変更されたりすることが挙げられます。妊娠や出産、育児を理由に職場で不利益な扱いを受けたり、働き続けることを諦めざるを得ない女性がおられます。例えば、「この忙しいときに出産なんて周りの迷惑も考えて」という発言や、「つわりは病気やないからな」など、体調の変化に応じた業務内容、環境の調整をしないとか、育児のための時短勤務を理由に昇進や昇給をさせないなどが挙げられます。

こうした状況は、個人の人生に大きな影響を与えるだけでなく、社会全体にとっても大きな損失だと考えています。2025年4月、育児・介護休業法の改正では、育休の制度のさらなる周知や職場環境の整備が事業主の義務として明記されました。

このような資料が出ております。これは、マタハラを未然に防ぐためにも重要な一歩だと思います。また、育児休業制度そのものは整っていても、実際の職場では取りづらい雰囲気があり、管理職の理解が乏しかったりして、制度が活用されにくいという声もあります。

そこで、以下の四つについてお聞かせください。

役場職員のマタハラ相談の実態やその防止策について、そして2022年の改正育児・介護休業法や2025年の育児・介護休業法改正が4月1日から施行され、それにより、その改正内容に基づいて、福崎町職員の育児休業法等に関する条例の見直しを含め、制度の周知や支援体制をどのように整えていかれるのでしょうか。さらに、妊娠・出産・育児をもってキャリアを形成することを断念することなく職場復帰をして、継続的に働き続けられるような仕組みや支援策について、今後どのように取り組まれていくのか。合わせて、男性職員の育児休業取得の促進についても、現状の取得率と課題、今後の方針についてお聞かせください。

総務課長 役場職員におけるマタニティハラスメントの相談は0件でございます。仮にそのようなご相談があった場合には、福崎町職員のハラスメントの防止等に関する要綱に基づき、迅速かつ適切に対応をしてまいります。育児・介護休業法の改正内容に基づいた条例改正や規則改正を行い、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現できるように必要な条例改正、規則改正をしてまいります。既にしているものもでございます。

それから、妊娠中の職員の健康や安全に配慮して、必要に応じて業務分担の見直しを行ってまいります。これは、また育児を行う職員、現在、中学校就学の始期に達するまでの子のある職員になりますが、この育児を行う職員の早出遅出勤務の制度を設けております。また、3歳に満たない子のある職員から、その子の養育のために申出があった場合には、原則、時間外勤務を命じないこととし、小学校就学の始期に達するまでの子どもを養育している職員から申出があった場合には、原則深夜勤務を命じず、また時間外勤務の制限に配慮をしているところで

ございます。

それから、育児休業及び育児短時間勤務・部分休業制度、介護休暇制度についてその取得につきましては、先ほどのお言葉にもありましたように、周囲の職員の理解が必要であります。その重要性について、特に管理職に認識をさせ、休暇等を取得しやすい環境づくりに努めているところでございます。育児休業の取得に際し、課内の人員配置等により、育児休業を取得しようとする職員の業務を代替することが困難であるときには、臨時職員の任用等により、適切な代替要員を確保しております。

男性職員の育児休業の取得率でございますが、これも令和6年度までの直近3年間では100%となっております。取得率を見る限りは、男性職員の育児休業の取得について、本町では周知ができており、また周囲の理解も得られているものと考えます。今後も引き続き、育児休業制度について周知を行ってまいります。

中田貴子議員 業務分担とか、早出遅出時間外勤務を命じない等々、働きやすい環境を考えていただいているようです。

3点目として、女性がもう一つ働き続ける上での大きな障壁として健康課題が挙げられます。経済産業省の調査でも、生理、妊娠、更年期などの体調不良を理由に昇進や就業を諦めたという女性が何と4割にも上ると報告されています。

とある市では、卵子凍結に関するセミナーの開催や女性専用の健康相談窓口の設置など、先進的な取組があります。働く女性にとって、このような体のことへの理解と支援は、キャリアを続けるためにも本当に重要な視点だと思います。

福崎町においても、こういった女性特有の健康課題に対して、もっと啓発を進めるべきではないでしょうか。また、専門窓口の設置や相談体制の強化といった支援策を検討していただきたいと思うのですが、今、現在の認識と今後どのように取り組んでいかれるのか、お尋ねしたいと思います。

社会教育課長 現在、おっしゃるように、福崎町には専門の窓口というものはございません。ただ、「ふくさき女性応援ねっと」のように女性課題について講演会等を開催されている団体等がございますので、そのような団体の活動を支援し、相談体制の強化という点につきましては、広報やホームページに、どちらに行ったらいいかという相談窓口を掲載するなど啓発に努めたいというふうに考えております。

ほけん年金課長 現在、保健センターのほうでは、保健師が相談日以外にも健康相談というものを随時受付はしております。今のところ、女性特有の健康課題についての相談というのはほとんどないような状況にはなっております。

また、保健師はその労働環境、あるいは労務管理、そういったところへの専門的な知識、経験というのは十分でない部分もございますので、まずは健康不安を受け止めるという体制を維持しながら、必要な場合には外部の専門機関へつないでいく。そういうような体制が望ましいのではないかとこのように思っております。

中田貴子議員 まずは、その窓口で健康についての相談ができるということが大変安心になると思いますので、ぜひ保健センターで相談してくださいというような告知をしていただけたらと思います。

続いて、4点目の質問です。マタハラ・パワハラ・カスハラの三大ハラスメント対策についてお聞きします。

今年、福崎町が策定した第3期子ども・子育て支援事業計画の中でも、保護者の就労継続と子育ての両立を支えるためには、働く環境の改善や相談体制の整備が不可欠であるとはっきり書かれています。

このような背景を踏まえて、以下の四つについて認識と対応をお伺いいたしま

す。

一つ目、まず、福崎町役場内でのマタハラ・パワハラ・カスハラに関する相談はこれまでどれぐらいあったのか。そして、その相談に対してどのような対応が取られてきたのか、お尋ねいたします。

総務課長 令和元年度からで見ますと、現在に至るまで総務課に相談があった件数は、マタハラにつきましては先ほども申し上げた0件、それからパワハラについては2件、カスハラについては複数の相談がございました。

中田貴子議員 複数の案件があったということですが、それは誰がどのような形で対応してこられたんでしょうか。

総務課長 マタハラですとかパワハラですとかは、ハラスメントの中でも、役場の中といますか、そういう中での対応ということになっておるんですが、ちょっとカスハラについては、お客様との対応の中で各課で対応している部分もあって、それを総務課で総括して対応するとか、そういう体制が取れていない中で、いくつかあったのは確かなんですが、ちょっと台帳整理もしていなくてということで、ちょっと複数ということでのお答えをさせていただいております。

中田貴子議員 カスハラについては各課でまとめて対応をとということでございますが、今後その各課で上がってきたことをどこかで取りまとめをして、それを事例として、職員の処遇改善につなげていただけたらと思います。

二つ目に、ハラスメント防止に向けた研修と今後についてです。

昨日も総務課長から答弁がございました。再度、お聞きしたいと思います。研修の目的はハラスメントを正しく認識し、その予防や対策を学ぶことで、職場環境を改善し、誰もが安心して働けるようにすることです。兵庫県でも先日、取り組まれておりました。ある市では、eラーニングを全職員に導入し、ハラスメントの理解を深める取組も行われています。福崎町でも研修を多く行ってこられ、そうしたら、次に相談窓口の体制を整えたり、何か新しい施策を実施する必要があるかと思いますが、今後の方向性、予定を含めてお答えください。

総務課長 ハラスメントのうち、今のところはカスタマーハラスメントが複雑になってきておるといところでの令和5年度での「ヘビー・クレーム対応力向上研修」、令和6年度の「カスタマーハラスメント研修」となっております。また本年度につきましても、労働施策総合推進法改正に合わせたカスタマーハラスメントの最新の研修ということが必要と考えております。それ以外にも、町以外の研修の機関ですね。兵庫県の自治研修所が実施しておりますクレーム対応力向上研修、これは組織対応編ですとか、窓口対応編、法的対応編などの研修を分けて外部研修として実施をしてくれております。また、メンタルヘルス的な研修なども播磨自治研修所、兵庫県町村会等も実施をしてくれておりまして、それらに毎年、積極的に職員を割り当てて参加をしてもらっているところでございます。研修と現状の調査、職員へのアンケート、先ほどカスハラの把握ということも言われました。その辺をアンケートを実施していく形で、一步ずつ研修と体制整備を高めていきたいというふうに思います。

中田貴子議員 今後も研修やアンケート、そして体制づくりをどうぞよろしく願いいたします。

三つ目に、町内の事業所に対しても、働きやすい町にするためにも、ハラスメント防止の取組を広げていく必要があると考えます。セミナーの開催や相談窓口の周知など、町としてはどのような支援策を講じておられるのか。そして、今後どうしていかれるのかをお聞かせください。

社会教育課長 現在、町が主催者となってセミナー等は開催してはおりませんが、2022年

の4月からパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されるなど、町内の事業所においてハラスメント防止に取り組んでいただく必要があります。

今後の取組としましては、広報やホームページに相談窓口を掲載するなど、啓発に努めたいというふうに考えております。

中田貴子議員 第3期子ども・子育て支援事業の中で挙げられている、働きながら子育てできる環境づくりの視点から、三大ハラスメントを包括的に防止する基本的な方針を町としては定めるべきではないかと思いますが、こういう方針についてはどのようにお考えでしょうか。

総務課長 議員の言われますように、働きながら子育てできる環境づくり、仕事と子育てを両立するための環境づくり、そして、それに向けた意識の醸成を地道に行っていくことが必要だというふうに考えます。そして、ハラスメントの対応はその中でも最も重要なものの一つになってきております。既に施行しております福崎町職員のハラスメントの防止等に関する要綱についても、多様化、複雑化するハラスメントに対応していくための改正や見直し、また、そのほかの方法も含めてということで、方針にはちょっと限ってはいないんですが、その他の方法も含めて対策をしてまいりたいというふうに考えております。

中田貴子議員 様々な方面からの対策、どうぞよろしくお願ひいたします。様々な場面において対応を考えてされようとしている状況はとてもよく分かりました。まずは体制づくりを急いでいただきたいと思います。

それから、福崎町では、男女共同参画社会の形成に向けて、男女共同参画推進協議会が設置されておりました。その協議会は、住民、企業、各種団体などの代表によって構成されておりました。その中で、福崎町男女共同参画の実現に向けて、町民の皆さんができることとして、女性の再就職や起業を支援するセミナーなどへ積極的に参加する、農業などの自営業においては、女性の労働への関わりを適正に評価するとなっております。また、企業の皆さんにお願いすることとして、女性が結婚や出産後、働き続けられる支援体制をつくりましょうとうたっております。

そこで、町は企業においてお願いすることとして、具体的に体制づくりの積極的な取組を推進してこられたのでしょうか。

ここで一つ提案させていただきます。それは男女共同参画企業表彰制度です。女性が活躍できる職場環境整備に尽力した企業を表彰する制度です。内閣府男女共同参画局が実施しており、女性の活躍促進に貢献した企業を検証します。社会全体での男女共同参画意識向上を促します。具体的には、女性が輝く先進企業表彰、地方自治体独自の表彰などが実施されております。例えば、県と神戸市共同で、「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）」として認定制度があります。姫路市では女性の育成、登用や職場環境の改善等、女性の活躍を積極的に取り組む企業を姫路市女性活躍推進企業として表彰されています。

町内には既に働き方改革や女性活躍に積極的に取り組んでくださっている事業所もあります。町がそういった企業・事業所と連携して、ハラスメント防止や子育て支援と一緒に取り組む体制を築いていくことで、地域全体の働きやすさを高めていくことができると考えます。男女共同参画推進企業表彰や男女共同参画認定制度、パートナーシップ協定の締結など、名称はいろいろ考えられると思いますが、これらを行うことで、ほかの企業への波及効果も期待できると考えます。

このような見える形での施策を推進していくことで、女性の登用率向上や雇用の確保にもつながり、結果的には福崎町の税収の安定にも貢献するのではと考えます。

男女共同参画の数値目標に近づく努力の一つとして、ぜひ前向きにご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

社会教育課長 この表彰や認定など見える形にすることは、男女共同参画の取組の推進に有効であると考えます。福崎町におきましても有効な制度であると思いますので、制度を導入している市町の状況を調査、研究したいと思います。

中田貴子議員 ありがとうございます。研究していただき、早急に導入よろしく願いいたします。

それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

福崎町の特色ある教育の在り方についてお尋ねいたします。

福崎町が掲げる学校教育の努力目標は、「在りたい未来」を創造する福崎の教育、この「在りたい未来」の実現には、学校だけではなく、地域が一体となって教育に関わる体制づくりが求められていると強く感じています。全国的な少子化の進行により、子どもたちの数は減少を続けています。福崎町においても児童生徒数の減少により、高岡小学校では既に複式学級となり、八千種小学校においても児童数の減少が予想されております。

福崎町第6次総合計画では、学校や地域と連携しながら、子どもたちの生きる力を育成するとともに、学習指導や児童生徒指導などの教育活動を進める、また、GIGAスクール構想を核として、ITC機器の整備と教育活動への活用をより一層進めるとあります。全国では、不登校の児童生徒も増加傾向にあります。文部科学省の調査によると、小中学校合わせて34万6,482人であり、過去最多となっております。これは前年度の29万9,048人から4万7,434人、何と15.9%増加したもので、11年連続の増加です。

福崎町は令和4年、46名、令和5年、45名、令和6年、43名となっております。登校渋り、母子登校、保健室登校など様々なグレイゾーンも含めれば、実態は深刻であると感じています。こうした子どもたちが社会から孤立しないためには、教育委員会、学校のみならず、地域全体が子どもを支える体制が必要です。

そこで、令和7年度、福崎町教育の努力目標にも掲げてあるコミュニティ・スクールの指定校での導入について、お尋ねしたいと思います。

コミュニティ・スクールとは、教育委員会が設置する学校運営協議会に保護者、地域住民、有識者等が参画し、学校の運営方針や教育活動について協議、定義、提言できる制度です。令和6年度学校基本調査の集計結果では、全国の公立学校の約6割、58.7%にあたる2万153校に導入されており、学校種別で見ると、義務教育段階の導入率が高い。65.3%です。この資料は、兵庫県の導入率となっております。近隣の市町では、市川町、福崎町の導入率は0%となっております。これにより、学校と地域がパートナーシップを築き、教職員の負担軽減と教育の質向上が期待されます。加えて、保護者や地域住民が学校の内側に入り込むことで、不登校や学習困難などの課題を共有、連携して解決する基盤がつくられます。

福崎町では、第6次総合計画の施策の大綱に、魅力ある学校づくり、地域と連携した教育があります。この目標に近づくためには、単なる学校運営ではなく、地域ぐるみの教育運営が不可欠であります。コミュニティ・スクールはまさにその核となる制度です。

そこで、1点目、コミュニティ・スクールの検討状況について、現時点での課題や懸念事項、モデル機構の設定や先進事例との比較など、具体的な導入プロセスの検討状況についてお聞かせください。

学校教育課長 まず初めに、検討状況についてです。

令和5年度から学校運営協議会を設置している学校、いわゆるコミュニティ・スクールについては、学校管理職を対象に、その目的や総合的な推進方策について、共通認識、共通理解を得るための研修などを行ってまいりました。令和7年度からは高岡小学校をモデル校に指定し、導入に向けて、その在り方について学校と教育委員会で協議を行いつつ、高岡小学校において校内研修を実施するとともに、今後は地域の方に説明をしていく予定としております。併せて、教育委員会では、設置要綱など体制づくりに取り組んでまいります。

また、現時点での課題、懸念事項といたしましては、コミュニティ・スクールで学校が活性化できる具体的なイメージを構想すること、そのための学校運営協議会委員の体制づくりが挙げられます。先般、6月3日に高岡小学校で文部科学省コミュニティ・スクール推進員の安田氏を講師にお招きし、教員向けの校内研修を行ったところでございます。その目的や役割が保護者や地域住民に十分理解されていない場合、協力体制が築きにくくならないか、会議や日程調整、準備、資料作成など手間がかかり、教員の負担が大きくなるかといった懸念の声がありました。

こうした教員の懸念事項にも講師が懇切丁寧に回答してくださったことにより、教職員一同、導入に向け、具体的なイメージが形成されたところでございます。

これらのことを踏まえまして、高岡小学校での令和8年度からの本格導入を目指し、学校を核とした地域づくりに向けて検討や研修、先進地視察を行い、高岡小学校の状況に応じたコミュニティ・スクールを導入していきたいと考えております。

また同様に、準備が整った学校からコミュニティ・スクールを順次進めていく予定で、学校の取組を支援していただける地域の方々に説明をしながら、ご理解いただき、コミュニティ・スクールを推進し、よりよい地域づくり、学校づくりを推進していきたいと考えております。

中田貴子議員 まずは高岡小学校での導入ということで、保護者、住民、先生方が一体となって、この新しい取組に、コミュニティ・スクールの導入に向けて一生懸命取り組んでいただいて、よりよいこのモデル校になるように、そして福崎町全ての学校に広がっていくことを心から願っております。

次に、不登校児童生徒の対応についてお伺いしたいと思います。

福崎町でも令和6年度は43名が不登校児童生徒数です。増えてはおりませんが、グレーゾーンとされる登校渋りや保健室登校、母子登校なども含めると、実態はもっと広いかもしれません。

そこで、登校渋りや不登校予備軍の把握方法、教職員やスクールカウンセラーなど専門職を含む支援体制、家庭学習やICT利用を含めた出席扱いへの柔軟な対応方法、保護者への家庭教育支援の取組について、以上4点についてお聞かせください。

学校教育課長 不登校傾向にある児童生徒やその兆候を早期に把握することは、不登校へと発展するのを未然に防ぐための重要なステップとして、学校でも捉えております。日常的に児童生徒たちの様子を注意深く観察する中で、子どもの変化に気づいたら、不登校未然防止早期対応マニュアルに基づき、教育支援シートへ記入すること、これを学校では徹底しております。そして、保護者や関係機関と連携し、対応しております。

加えて、子どもたちの学校生活に対する気持ち、考え方を把握するためのアンケートを学期ごとに実施し、早期に支援が必要な児童生徒を把握するように努め

ております。

支援体制としましては、担任と不登校支援員などが連携し、定期的に家庭訪問を行い、不登校状態にある児童生徒のいる家庭の孤立化、ひきこもりの長期化を防いでおります。また、校内では毎学期、教育支援委員会を開催し、担任、養護教諭、不登校支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが情報共有し、共通理解を図っております。さらに、教育委員会も毎月、各校の教頭と面談し、欠席生徒について情報交換をする中で、支援の方向性を共通理解しております。

家庭学習等での出席扱いにつきましては、学校とその児童生徒の保護者との間で十分な連携、協力関係を保ちつつ、学校が家庭訪問による対面指導などにより学習活動の状況や不登校児童生徒の状況を把握するなど、不登校児童生徒と適切な関わりを維持した上で、校長が判断しております。保護者に寄り添った支援を心がけ、保護者をスクールカウンセラーや関係機関につなげる。不登校児童生徒の学習支援や心のケアなど、個に応じたきめ細かな支援に取り組んでおります。その中で、児童生徒や保護者と相談しながら、今後の方向性を確認しているところがございます。また、毎月「心を開く親の会」を開催し、保護者に対するアドバイスや相談を専門講師が行っているところがございます。

以上です。

中田貴子議員 その不登校の子どもさんの中でも民間のフリースクールに通っていらっしゃる方がいらっしゃると思います。学校外で学ぶことをどのように評価、支援されているのでしょうか。学校と保護者とフリースクールの必要な情報共有について、お尋ねします。

フリースクールへの通学児童の現状を教えてください。また、教育委員会としての連携支援体制、出席扱いの判断基準と今後の対応方針をお聞かせください。

学校教育課長 フリースクールへ通学している児童生徒の把握状況の方法としましては、各校の管理職がフリースクールの施設長から毎月、月末に施設への出席日数や施設内での活動状況の報告を受けております。また、家庭訪問の機会を捉え、保護者と連絡を取りながら、教科書配布や健康調査を行っております。

教育委員会としましては、フリースクールに関する情報提供を行いつつ、不登校の児童生徒や保護者の相談に個別に対応しているところがございます。

また、出席扱いの判断基準といたしましては、教育委員会がその施設の視察を行い、その教育活動の内容でありますとか、施設の環境を総合的に判断し、出席扱いするかどうかを判断し、決定しているところがございます。その後、フリースクールから毎月、不登校児童生徒の出席状況をまとめた活動報告書を学校に提出するよう依頼しており、フリースクールに通った日は原則、校長判断で出席扱いとしています。

今後もフリースクール等と直接連絡を取れる体制を整え、多様な学びの場を確保する取組、また関係機関との連携強化、構築などを図ってまいりたいと考えております。

中田貴子議員 フリースクールに通っている子どもたちの細かい手厚い保護者への対応もありがとうございます。今後、続けていってほしいと思います。

文部科学省も柔軟な対応を自治体に求めております。学びの場が学校だけではないことを前提に、多様な学びを保障することが重要です。行けないのではなく、行きづらい子どもたちが学校や地域の中で安心して過ごせるよう環境を整えていくことが急務です。

福崎町はGIGAスクール構想の下、児童生徒1人1台のパソコン端末が配備

されています。今後は教育現場ではICTを活用しながら、校務や業務の効率化、データ共有の推進がますます進むと思われます。これは教職員が児童生徒とじっくり向き合う時間を確保することを目指しています。また、個別最適な学びと協働的な学びを一体化し、子どもたちが自己調整しながら学ぶ力を育むことが求められています。その基盤として、地域との連携を制度的に確立し、教育は学校だけのものではないという共通認識を町全体に広げることが必要です。地域、保護者、そして町全体で子どもたちを支えることで、「教育の町、福崎」の未来はより豊かになります。

不登校児童生徒が増加していない福崎町の現状は、校内サポートルームなどの適切な設置と指導体制が効を奏しているものと考えられます。また、今後のコミュニティ・スクールの導入により、教育の質を高め、地域の未来を切り開く大きな一歩になることと確信しています。福崎町の未来を支える子どもたちが安心して学び、育っていけるよう、教育環境の整備を今後も計画的に進めていただくよう具体的な導入計画の策定を強く希望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 以上で、中田貴子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

◇

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

◇

議 長 会議を再開いたします。

次、10番目の質問者は、牛尾雅一議員であります。

質問の項目は

1、地域活性化に向けた土地利用の見直しについて

以上、牛尾議員。

牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は地域活性化に向けた土地利用の見直しについてお尋ねをいたしたいと思います。

福崎町はJR、中国道、播但道といった交通インフラが充実した交通の要衝の町でございまして、神崎郡内の中でも都市部からのアクセスがよい町でございます。しかしながら、昨今は少子高齢化や人口減少に歯止めがかからず、地域経済やコミュニティーの活力が低下していることが課題となっております。その対策として、移住・定住を促進し、また、住民の生活利便性を向上していくためには柔軟なアイデアでいろんな土地を有効活用していくことが重要だと考えておりますので、土地利用の規制緩和等についてお尋ねをいたしたいと思います。

現在、まちづくり課におかれまして、福崎町土地利用基本計画第6次改訂版の策定作業を進めておられるところかと思いますが、第5次改訂版からの大きな変更はあるのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

まちづくり課長 福崎町土地利用基本計画の第5次改訂から第6次への改訂につきましては、方針の変更等をしておりませんので、大きな変更点はございません。

ただ、土地利用等の現況調査項目を最新のデータに更新し、また各集落の意見、要望を反映するような形で市街化調整区域に係る土地利用基本計画図は変更いたします。

牛尾雅一議員 最後のほうで、土地利用計画を変更しますと、今、答弁がありましたけれども、変更ということですが、差し支えがございませんでしたら、変更内容、また方向性などお聞かせいただけたらと思います。現時点で、可能な範囲で結構でございますので、よろしく願います。

まちづくり課長 その土地利用基本計画図につきましても、集落区域でありますとか、農業区域、森林区域等、土地利用のゾーン分けをしています。中でも、集落区域におきましても、地縁者住宅区域でありますとか、新規居住の住宅区域であります特別指定区域を変更していく上で、この土地利用計画の中で集落区域に設定してあることが前提となります。ほ場整備でできたような優良農地につきましても、この設定が困難であると思いますが、地元の意見や要望を反映できるように、特別指定区域に現在、設定されていない集落内に介在する農地でありますとか、集落の外周に位置する農地をこの区域に編入する図面を作成することが今回の作業の主になってきます。

牛尾雅一議員 ただいまの説明いただきまして、今まで、どういうんですか、市街化調整区域の中でなかなか使い道が、使いにくいというんですか。自分の土地であってもなかなか思うようにならないということもずっとあったんですが、改善していただける方向ということで、うれしく、私も市街化調整区域の中で、今までいろいろ思うようにならないということもありましたので、息子の家を田んぼがあっても、なかなか3年も4年もかかって、そのときは、どういうんですか、農家住宅制度というのがありまして、町のおかげをもちまして、息子はそこに住んでおりますけれども。

次に、令和7年度におきまして、特別指定区域や用途地域の見直し等を含む都市計画マスタープラン改定業務が予算措置をされております。先ほどの福崎町土地利用基本計画第6次改訂版との整合というのですか、それはどのようなようになっているのでしょうか。

まちづくり課長 ただいまその改定業務につきましても、業務を発注したばかりですので、まだちょっと具体的な内容については申し上げることはできませんけれども、本年度に改定に取り組みます都市計画マスタープランについては、まず、福崎町第6次総合計画にあります土地利用の方向性をベースとしながら、市街化調整区域においては、土地利用基本計画の基本方針と整合するような形で作成をする予定でございます。

牛尾雅一議員 ありがとうございます。今、まだ取りかかったところということなんですが、どういうんですか、この前のその計画の問題点というんですか、そういうところから、もしあって改善ということにさせていただけるというふうなことと思っております。問題点を把握していただきまして、そういういろんな情報を改定版というんですか、今度のマスタープランの改定をされる、委託されるというふうな意味かなと今、思ったんですが、そういう業者に町のほうからいろいろ提案、提案というんですか、内容をお知らせいただいて、そして、またいろんなコンサルさんがコンサルさんでいろんな地域のところのそういうプランをつくられておりますので、またコンサルさんはコンサルさんで、またいろんないい案とか知恵も出されて、よりよいものになるということをお願いしております。

続きまして、町長さんはじめ、役場職員の方、皆様は全て自治会を回られて、意見交換をされております。特別指定区域や用途地域の見直しにあたりまして、地元自治会からは土地利用について、どのような意見や要望があったのか、お知らせいただきたいと思っております。

まちづくり課長 用途地域の見直しについては意見を聞いておりませんが、特別指定区域につ

きましては、先ほどの答弁と重複いたしますが、主に地縁者住宅区域の範囲の拡大、また新規居住者の住宅区域の追加等の要望がございました。

牛尾雅一議員 自治会に生まれておる若い人が、また、それから親戚の方とか、地縁者というんですか、また結婚して、よその市町で住んでいる結婚された女性が育ったところに帰ってきて建てられるというようなことの地縁者住宅地域の拡大と思います。

そして、また新たに、友達というんですか、同じ会社で同僚の方が、福崎は住みよく、いい町なのでというようなことを皆さん思っておられると思います。ですので、新しい友達もまた、地縁者でなくても新規居住者というふうな色分けになると思うんですが、そういう方もまた福崎に移住・定住をしていただけるようにの制度じゃないかということをお思いますので、この件も福崎町の人口減少とかいろいろな経済活動、いろいろなことも含めまして、広げてもらうということが町の発展につながりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、前回の一般質問におきまして、現在は市街化調整区域となっている町道中島井ノ口線の西側のエリアについて、市街化区域に編入可能かどうかお尋ねいたしましたところ、都市計画道路沿いの土地であるので、市街化区域への編入を検討することは十分に可能であるとの答弁をいただいております。その検討に際しまして、編入後のメリット、デメリットを踏まえまして、地元自治会と協議をしていかれるという必要があると思ひますけれども、役場としては、現状どのような意見や要望があると認識されておられますか。お尋ねをいたします。

まちづくり課長 編入後のメリットといたしましては、現在の中島井ノ口線の東側エリアのように、新たなお店の進出や沿道サービス施設が集積する等、福崎町のさらなる活性化につながることを考えられます。

このことによりまして、土地を売却、賃貸する等、資産の活用を図りたいという方がいらっしゃるのではないかと思ひます。ただ一方で、このエリアにお住まいになられている方のデメリットといたしましては、市街化区域に編入することで地価が上昇するに伴いまして、固定資産税も上昇することになりますので、そのことについては意見は出てこようかと思ひています。

牛尾雅一議員 地権者の方々は市街化に編入してほしいというお考えの方もおありと思ひますけれども、また今のデメリットのことも教えていただきました。町とされまして、該当地域の土地利用の基本的な方向性というんですか、将来の考え方というんですか、どのように進められようと思ひられているのか、お尋ねをいたします。尾崎町長、お願ひいたします。

町長 これは前回の質問のときもお答えしたかもしれませんが、都市計画道路20mの立派な道路が通っておりますので、その横の地域ということになりますので、市街化区域になる条件としては、一定の条件はあると思ひます。けれども、大部分はあそこは農振農用地なんですね。そういうこともありますし、それと、地元の熱意といいますか、そこを市街化区域にしてほしいというお声を私自身のところには届いてきていないんですね。雑談の中ではいろいろどうですかというようなお話はするんですけれども、やはりあそこを市街化区域にすると、先ほど申し上げましたように、税金が高くなるとか、いろいろなこと、それから家の横に大きな建物ができるとか、そういうのを嫌がられる方もいらっしゃるわけですね。

そういったことで、私の今の感覚としては、地元がぜひ市街化区域にしてほしいというような熱意が盛り上がっているかといえば、そうではないのではないかなというふうに感じております。やっぱり県も、これは中播都市計画というので決めますので、なかなか今の福崎町の状況で市街化区域を増やしてほしいということになりますと、相当な熱量が必要だろうというふうにお願ひして、そ

れには地元自治会の強力なバックアップ、応援もしていただかないとできないということだろうというふうに思っております。そういった機運がもっともっと高まらないと、なかなか今のところでは難しいのではないかなというふうな思いでおります。

牛尾雅一議員 町長、ありがとうございます。

今、農振もかぶっているというふうに、市街化調整区域プラス農業振興区域ですか。農業振興区域といいましたら、稲作をちょっとやっておられるようなところというようなイメージがあるんですが、あそこは都市計画道路がつくまでは、ようけお米もつくっておられたと思うんですが、今は見ましたら、もう畑とかというようなことだと思うんですが。それで今度、中播消防さんが移転もされますし、都会的な町ということで、農振だけでも何かいろんな沿道サービスとか何とかというようなところを考えられる人がありましたら、農振がかぶっていると、またいろいろ手続が長いこと時間がかかるとかというようなことがあるんじゃないかと思うんです。農振の規制だけでも外していただけたら、そういういろんな沿道サービス、歯医者さんもできていますよね。個人的なことなんです。ですから、そういうふうなことを、道路の木はいいんですかね、しようとされましたらと思うんですけど、そこら、町長、どうですか。農振だけでもというような。

町長 南田原地区で農業の振興についてということもいろいろご検討をされているんですね。ですから、そういった話につきましても、その地域の皆さんのある面、総意に任せたいなというような思いでおります。

牛尾雅一議員 分かりました。まずは住民の方の考えというんですか、ご意見というんですか、思いが一番ですので、また役場のほうも、そういうふうなことに地域から声がありましたら、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、福崎町は今もう観光で多くの方が来られて、非常に町の努力というんですか、地域振興課さんはじめ、ガジロウさんの努力もありまして、非常に多くの方が来られて、ほとんどそのまま宿泊をせずに、もう1日で、次、よその観光地、姫路とか赤穂とか、どこか行かれるということなので、宿泊施設がありましたら、もうちょっと二、三日とかいうふうな滞在型の観光地にもなるんじゃないかというふうに私は思っております。

ですので、ホテルがあれば、福崎町は非常に交通の要所でどこでも行けるという、近くで。それで、播但とかいろいろな高速道路もありますので、ビジネスマンなり仕事ですね。工事に来られた方とか、そういうような方の、いうたら、宿泊施設として非常に需要があると思うんですけども。ほんで、しかしながら、今はホテルというのは非常に資材高騰のこともありますし、町長が言われましたように、家の近くに、ある程度の高層のようなものが建ちましたらというようなことで、なかなか地元の方の、言うたら、同意も得られにくいような、ホテル建設はそんなことの問題があるんじゃないかと思ひます。

最近、新聞とか報道でトレーラーを利用したとか、コンテナを利用したホテルというのがよく報道されております。私、思いますに、それは土地利用の見直しということで、そういうものがつくれるような土地利用の見直しをしていただきましたら、調整区域のところでも、と言いますのは、ある程度の面積が要りますので、市街化区域されるということになりますと、建設費というんですか、設備費がかかりますと、今度それができた後の料金にもそういうことが関係してまいりますので、今は、現在は調整区域のになるんだけれども、皆さんの、人が集まりやすく、利用してもらえるところ、そういうところで、どう言うんですか、コンテナというのは割と頑丈で、断熱性とかいろいろなこともありますので、

その中のコンテナの中をリフォームというんですか、リフォームというのか、一つのビジネスホテルの部屋みたいに、トイレも風呂も、バスというのか、そういうのとかいろいろ設備できて、そういうことで、非常に割と若い人とか短期で。それをまた、そこを拠点にして、二、三日、また今頃はレンタカーも安く借りられますし、レンタカーの会社もいろんなところにありますので、またJRを利用して福崎に来られた方でも、竹田城とか、城崎温泉なり、また今も言いましたように、赤穂市とか姫路市なり、神戸でも、そこを拠点にして観光してもらえると、観光というんですか、行ってもらえるということもありますので、それができればいいなと思うんですけれども。そうしますと、それができますと、福崎町は役場周辺並びに今の中島井ノ口線の沿線とかで、また旧の中道線のところでも、非常に飲食とか、また買物、そしてカラオケとか、またコインランドリーもありますので、滞在されたときの洗濯とかそういうのも楽ですし、そうすることによって、また、辻川界隈の観光、夜の観光もしてもらえたり、昼間で七種山とか春日山、日光寺山とか登山にも楽しんでもらえたりとか、そして非常に入浴、コンテナホテルとかということになりますと狭いんですので、広いところでゆったりとお風呂に入りたいときは文珠荘という施設があって、非常に福崎町はそういう面から、夜というんですか、夕方まで、夜、ある程度の時間まで、宿泊していただいた人に楽しんでいただける町やと思っております。

ですので、需要ということがあるのかなということ、私もそのところまでははっきり分かりませんが、需要が見込めるということが大前提ですし、またそういうことをされる企業さんは事前調査というのか、そういうこと、いろんなことで、観光客の数とか、どこから来られているとかというのもずっと調査されたら、ここ福崎ではオーケーということになると、その業者の方が場所を選定し、また町のほうに、ここでやりたいというようなお願いに来られましたら、町のほうで、以前そういうことがありましたら協力しますとか、土地の利用に対して協力しますというようなことも答弁いただいておりますので、ぜひそうなれば、より福崎町は観光の町ということで、今以上の観光客の方が来られて、より昼間人口とか、いろんな経済効果とか、いろんなことにつながるとは思いますが、その点についてどうでしょうか。

まちづくり課長 牛尾議員のおっしゃるとおり、地域経済効果については期待できるかもしれませんが、ただ、議員さん、今おっしゃったように、本当にコンテナ型ホテル並びにトレーラー型ホテルの需要があるのかどうかということにつきましては、今後、見定めていく必要があるのではないかとこのように思います。

牛尾雅一議員 ぜひ、いろいろ調査というんですか、そういう専門的なところとかに聞いていただきまして、もし、そういうことを情報を取ったりとか、行ってもらうことによって、そういう業界の人に声が届くというんですか、分かってもらえれば、何て言うのか、ある程度、全ての事業が赤字丸分かりのこと、誰もしていないので、そやから、そういうこと分かりましたら、また、なるほどというふうに、情報いろいろこちらへ、いろいろ情報発信してもらいましたら、そういうやりたいという企業は今、大分ようけ全国的にできているというふうに、私、報道で見た限りあるんですけどね。福崎がそれに合う町かどうかということまで、私も今も言いましたように分かりませんので、そういう専門的なところに、また一度、聞いてほしいとは思っています。

続きまして、都市計画道路の福崎駅田原線について、このたび、昨日の議員の質問で、今年度の着工は見送るということで、千束新町線のほうを先にみたいなことを説明を受けました。しかしながら、地権者の方との契約は全てもう完了と

ということなので、これから順次、事業が進んでいくと思います。

沿道というんですか、その都市計画道路の両サイドですね。土地利用についてはどのような計画になっているのでしょうか。そこをお知らせいただきたいと思います。

まちづくり課長 沿道利用計画につきましては、市街化区域の用途地域が関連しているものと考えられます。用途地域とは、住居、商業、工業など市街地の土地利用についての大枠を定めた都市計画制度でありまして、建築物の用途や形態等の規制・誘導により、秩序あるまちづくりを進めていくための基本的なルールでございます。

町道福崎駅田原線沿いの現在の用途地域につきましては、福崎駅から町道馬田山崎線付近までは近隣商業地域で、そこから市川までは第二種中高層住居専用地域でございます。

今後の福崎駅田原線、千束新町線の開通に伴いまして、駅前及び地域の活性化を図るためにも、地元と合意形成を図り、また都市計画審議会にもお諮りする必要があると思いますが、町道馬田山崎線から市川までの間はどの用途地域にするか、十分検討していく必要があるかと思っております。仮に用途地域が変更となった場合については民間活力による発展を期待しますが、現在のところ、企業誘致等までは検討していません。

牛尾雅一議員 民間活力による発展というふうに言われましたんですかね、最後。ということですが、町とされて、条件整備というんですか、民間の方が出店しやすいような状況をつくっていただくということ、大事ではないかと私は考えます。川西地域の活性化のために尽力をしていただきまして、均衡ある発展を願っておりますけれども、それにつきまして、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

町長 すみません。ちょっと今、おっしゃっていることがもう一つ分からなかったの

議 長 牛尾議員、質問の趣旨を述べて、答弁を求めやすいようによろしく願います。

牛尾雅一議員 分かりました。

ここの田原地区というんですか、今のその中島井ノ口線の都市計画道路、並びに中道線、ここは非常に、言うたら、インターがあるとかそういうこともあるんですが、非常に発展をしております。そして以前は、時代が変わるんですが、JR、車社会じゃなかったときは川西地域の駅前地区周辺が非常に栄えておりました。ですので、この都市計画道路ができることによりまして、川西地区というんですか、駅前を含めて、その発展ができるということをお願いしております。

ですので、それで均衡ある発展ということに、今、説明をさせてもうたんですけど、そうなるためには、やはり民間の方がそこに店というんですか、いろいろしやすいような条件ですか、整備をしていただく、許可していただきましたら、事前に、道路がついた後、計画に入れてしていただいております。より民間の方がそこに来やすくなると思っておりますので、その趣旨でちょっと町長に、そういうふうなお考えがあって、川西の発展につながるような、そういうふうな条件整備というんですか、いろんな企業なり、企業というんですか、出店しやすいというふうにしていただきたいなと思うんですが、そういうことなんです。よろしく願います。

議 長 牛尾議員に言うときです。一応、通告している部分を質問していただいて、それで、もし通告していないところ、少しあるならば、丁寧に説明してもらわないと分からない部分がありますので、よろしく願います。

町長 私は道路をつけるということが町の発展に寄与する大事なインフラ整備だと思

っております。中島井ノ口線ですね、役場の南、南北に道が通りました。もうそうしたら、10年間の間で、市街化区域にはもう全て埋まったわけですね。ですから、今回も福崎駅田原線、開通しましたら、恐らく町がどうこうするということがなしに、民間活力で住宅が建ち、また商売人さんがいろんな店舗を建ててくださるんじゃないかなというふうにして、期待をしているところです。

福崎町としては、福崎町の玄関口、東の玄関口がこのインターチェンジの周辺であり、西の玄関口は駅前周辺だというふうに思っておりますので、それを西の玄関口の発展を駅前のアクセス道路の強化というところにつなげていきたいと、このように思っております。

牛尾雅一議員 失礼しました。ちょっと私の説明不足というんですか、ちょっと舌が長くないとか、回らんところがありまして、失礼いたしました。

続きまして、私が度々、質問させていただいておることなんですが、東部工業団地の拡張につきまして、数年前から検討、町がされてきました西部工業団地の拡張につきましては、各種調査の結果、土地の形状や面積の問題、それで開発の工事費等を勘案されまして、費用対効果が見込めないのではないかとということで、一旦中断をされておるというふうに思っております。そうであれば、次の一手といたしまして、要望のあります東部工業団地の拡張に向けて検討に入っていくべきではないかと私的には考えております。例えば中国道北側に位置する大貫地域の農地につきましては、以前から言わせてもらっていますが、ほ場整備から約40年前後たっておりまして、今日といたしましては、今日の農業のほ場をとすることを考えましたら、面積も非常に小さくて、つくりにくいというんですか、そういうふうな水の流れ、押水で行くんですけども、逆勾配になっているところもあったりとして、非常にみんな耕作に苦勞もされております。ですので、約40年ということで、既にもう当初の役割を終えているんじゃないかと。そこに関しましては思いますので、違う形での土地利用を検討していったほしいなど。また、いかれる必要があるのではないかと考えております。

と言いましても、先ほど町長のほうからありましたように、農地法なりの新法の規制もありますので、国や県と協議をしていただきながら、実現可能な手法を見定めていただき、大貫地区の農地を東部工業団地の拡張地として転用、整備していただくことが、私的には望ましい。町としても、それができたら、いろんな意味で全ての面に関しまして、町の将来につながり、また今いろいろなことに、少子高齢、人口減少、または財政難とか何とかいろいろなことを全て、それでまた若者が住みたいとか住み続けたい、また他市町からでも福崎町に住みたいから移住・定住、またそういうふうにして福崎の工業団地の企業に就職して、どういうんですか、福崎に住んで、また福崎のいろんな今、昨日の質問にありましたように、社会教育的な施設も充実しております福崎町で生活したいというようなこと、皆さん思われると思いますので、とにかく働く場所、それで働く場所がなかったら、今でもたくさんあるんですけど、より以上にそうとなったらと思いますので、役場としては、現時点ではどのようにそのことについて考えておられるのか、お尋ねをいたします。

地域振興課長 ここは、先ほどお話にもありました農振農用地のほ場整備地の優良な農地の区域でございます。ですので、農地法の規制の緩和は非常にハードルが高い区域となっております。今の段階で、町主導での工業団地の拡張については考えていないということでございます。

牛尾雅一議員 例を出しては失礼なんですけど、今、渋谷工業さんが大きな倉庫ということで、今、建設されております。非常にそこは同じような条件のところでございます。

以前は質問させていただいたときに、何か都市計画未来法か何かがあったので、そこは農振が外れて、工業団地ですか、その用地とできたということは説明を町長さんから聞いております。

しかしながら、中国縦貫を挟んでおりますけれども、同じような形態、同じような面積、面積はちょっと今度の北側のほうが広いのかも分かりませんが、でなんですので、何とかそこら、今までの、この前に未来法でその農振を外されて、そういう工業団地用地として造成していただきましたノウハウを生かしていただきまして何とか、今、考えておりませんという答弁でございます。それは今、難しいからそういうふうに言われると思うんですけど、何とかこれをいろんな町の発展と思います。私、あとまたいろいろまだ質問させていただけることありますので、この点はここに一旦置かせてもらって、もう一つ後でまた同じようなところが来ますので、そこでもう一遍、お尋ねしたいと思います。

今の続きなんですが、今の候補地は非常に造成がしやすい。それは、そういう許可が下りてからの話ということに言われると思うんですが、土木建設の観点から非常に高低差がないところでございますので、もういろんな、言うたら、もの、堆積物というんですか、山を削ったら、それ、いろんなことで搬出せないけれども、ないんですし、ちょっと高いところを低いところに埋めるだけなんで、土木建設の観点からは、できないと言っているのは、それを聞くのは無駄かも知れませんが、土木建設の観点からどのように評価されておるのか、お分かりになりましたら、教えていただきたいと思っております。

地域振興課長 地質調査を行っておりませんので何とも言えませんが、まず農地ですので、地盤が低く、緩いので、表土を剥いでから、かなりの盛土を行い、地盤を固める必要があると考えています。造成には購入土か、地盤改良が必要となり、時間と経費が必要となります。また、文化財の調査も発生すると考えております。

牛尾雅一議員 分かりました。いろいろ非常にハードルが高いなというふうに、今、説明を聞きましてね。しかし、高いハードルに挑戦をしなければ何もできないということもありますので、それ私の考えですよ。そういうことで思っております。

ちょうどそこは、農地から真東になりましたら、加西市との境界というところになるんです。小高い丘みたいなものがあるんですが、辻から西側は福崎町、大貫地区の人の山林というんですが、多くの方の小さな分けてしとってんでなんです。境界ということなんです。加西市さんは、私、家が加西市に一番近い村ということなので、そこよく今、通ったりしましたら、ずっと県道三木宍粟線ですよ、今。三木宍粟線の中で西谷という村もありましたら、県道の非常に、県道拡幅というんですか、そのときに大きな交差点をつくられて、大型車が右折できる。それでまた北へも行けるとかというふうな大きな交差点を2か所、つくられています。です。加西市さんは、私、最近、加西市さん、ちょこちょこ行かせていただいたときに、市役所には行ってないんですけど、ずっと外のずっと見ていましたら、加西市さんは工業団地というんですか、工業を誘致をとかすというようなことに非常に熱を入れられておるんじゃないかというふうに想像しております。です。ちょうどその福崎との境界ということなので、同じく、同じ思いを持った隣接する自治会と同じ思いというのは、ちょっと今、言い過ぎかも知れませんが、と思っております。

です。次のことなので、私、家にこの中国縦貫ができましたときに、その後、地元の方から、今ちょっともう亡くなられた方なんです。そのサービスエリア、中国道の下りのサービスエリアというのがあります。それはレストランも完備されておるんですが、そこ非常に広い場所でもあります。そして、今は福

崎東部工業団地の中で最後にツボサカ精工さんという方が今、工場をされていますところ、周回道路、東部工業団地の周回道路は広い道路でございます。大型車が交代できるような広い道路で、ずっと周回になっとんですが、その周回道路に面しているというんですか、そこから直接、下りだけ専用、スマートインターというふうな名前になるかと思うんですが、スマートインターといったような、そんな大がかりな設備じゃなしに、ただ、E T Cということで、昔と違って、E T Cの専用の遮断機というんですか、それをちょっと勝手に通れるというふうなところを整備ができましたら、これはまた、今でしたらN E X C Oさんですか、協力というんですか、できましたら、そうしたらもう、すぐそこ目の前が工業団地の企業のところの直接もう、もうあと二、三十メートルとか、そこらでといったようなところに出ますので、そうしたら、言いましたら、日本初の高速道路から直に工業団地なりに直接行けると。時間短縮というふうなことも考えまして、また今は世界戦略を考えておられる企業も非常に、福崎町にも優秀な西部の工業団地にも進出されまして、非常にもう伊丹空港から直に来て、三、四十分でもうそこから出られると。そうしますと、もたもたしていたら、そこらうろろしておられる間に、もうこっち、福崎のここに来れたわなというようなことになりますので、それが大きな、ある意味、セールスポイントというようなことになりました。今は小さな今、工業団地の、今回、説明させていただいています東部工業団地拡張の場所もそうなんですが、そこにもまた下りて、下りるだけやから、あまり用もないんじゃないかというふうなことなんですが、それはまた、空港ということがありますので、また違った、いいアクセスになるんじゃないかと思っています。

そして、今は広い場所の拡張を提案しとんですが、これから先、ずっと先のことを考えましたら、福崎町には東西に大きな工業団地があるというふうな、私ずっと文献とかいろいろなもんで見ていました。東西というふうになっていますので、西部はすごいんですね。広い、広大な土地なんです。東部は小さいということなんですが、ずっとこれをとにかく今は播州倉庫の裏側をやってもらってと思うんですが、ずっと西へ広げてもらって、町道西大貫の交差点というんですか、信号の交差点からざっと、今、要は大雨が出たアンダーパスのところ、町道のところまでぐらいを中国縦貫の、言うたら、側道に沿って、ざっとこうなれば、福崎は東西の大きな優良な工業団地があるということが目の前に分かりますし、非常に、それで今も早、渋谷さんが夜になりましたら、中国縦貫向けて社名を、あれ、どう言うんですか、ネオンサインでもないんですが、そうされています。ですので、非常に福崎のP Rというんですか、イメージ的にもなると思っております。将来はそこまで広げてもらったら、福崎の未来はもう安泰というふうな思えるほどのことができるんじゃないかというふうに思っています。

今回、拡張、もし私はぜひしていただきたいし、またしていただけたらと思っております。そうしましたら、架空の話なんですけど、拡張ができましたら、今度は、今、最近臨海部というんですか、瀬戸内海臨海部の大規模な面積を要するものづくりの製造業さんではなくて、いろいろな地震災害とか、いろいろなことも言われていますので、内陸部でも小さな面積でも営業可能な、ちょっと調べましたら、地域集約型産業というのは、例えば情報通信産業さんとか、インターネット関連サービス、A Iとかロボット研究開発とか、そしてまたデジタル社会の基盤を担うと言われておりますベンチャー企業やスタートアップ企業の方などを誘致することで、今回、東部工業団地の拡張、今、言っているところは狭いので、そういうところに照準を合わせていただきまして、そうしますと、既存の工業団

地、また町内の工業企業さんとのイノベーションというものも生み出したり、また地元若者の方の新規雇用、また、将来にわたって、こういうところで就職したいとかということで、それからまた未来のそういう展望を考えているというようなことを発信をしていただける機会がありましたら、町内の方はずっと住みたいと。そしてまた町以外の方でも福崎町に住みたい。若い方がそういうふうにもってもらえるということは、人口減少、少子高齢、またいろんなことにもつながって、町財政の行く行くのもう非常に、今の段階では非常に、そのまた先の話ですけど、長い話なんですけど、将来に向けてはそれ大きな夢というんですが、持って、夢ある福崎町を未来に示していただきましたら、非常に皆、力を入れて、まちづくりにまた協力もしたいとか、しようというふうな気持ちにもなってもらえるようなこともありますので、ともかく現段階では、まず播州倉庫の裏から始めていただきまして、加西市さんとまた連携していただき、向こうはどない思っと思ってか分かりませんが、連携していただけるような考えを、私がちょっと勝手に行かせてもらうのでもできませんし、そうになりましたら、非常に町の未来が明るいというんですか、そうなんです、ともかくスマートインターのこともそうなんです。何かちょっとごっついお金がかかりそうで、かからないと私は思います。今ちょうど、そのインターの中から、敷地から出たところというのは、もう何か整備は、こっちが何か持たなあかんみたいなご説明でしたけど、5 m上がる、そこは。でも、町道の大きな周回道路にひっつきますのでね。アールをつけて、こちらは、左側は加西市さんのほうに行くようなあれ、こちらは福崎町、そういうようなことで有効とっております。全てが私の独断と偏見と思われると思うんですが、それが私にとっては非常にこれ、よく寝ずに考えたんですが、有効なことじゃないのかなということで思っておりますので、ぜひまたご検討をよろしく願います。

最後に、あまり聞きますと、町長にまた具合悪いんですが、その拡張、加西市さんとの協力とか、将来に向けてそういうふうなことの発想というのは全然可能性のないことなんでしょうか。お尋ねをいたします。

町長 産業発展についての提案だったと思うんですが、ありがとうございます。私は工業も大事ですけど、農業も非常に重要な産業だというふうに考えております。安易に優良な農地を潰して、工業用地に変えたらいいんだというのもどうかなというふうに思っております。総合的にその辺は考えていく必要があると、このように思っております。

牛尾雅一議員 よろしく願います。どうも、ちょっとまとめ方も悪かったと思います。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問はこれにて終了いたします。

以上で、本会議4日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会5日目は、6月23日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1時53分